

品質管理委員会 年次報告書

平成25年度

平成25年4月1日－平成26年3月31日

Quality Control Committee Annual Report

報告の要旨	1
1. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果	4
2. 通常の品質管理レビューにおける改善勧告事項の概要	7
3. 平成24年度の品質管理委員会活動に対する品質管理審議会からの勧告事項への対応	11
4. 平成25年度の品質管理レビューにおける重点的実施項目の実施結果	13
5. 上場会社監査事務所の登録	14
6. 公認会計士・監査審査会への対応	15
7. 品質管理関係規程の変更等	16
8. 今後の課題への対応	17

資料1 品質管理レビュー制度について	20
1. 品質管理レビュー制度の変遷	21
2. 現行の品質管理レビュー制度	23
3. 通常の品質管理レビューの実施状況及び実施結果の推移	25
4. 品質管理委員会及び品質管理審査部会等の活動状況	27
5. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果	29
6. 通常の品質管理レビューにおける改善勧告事項の概要	32
7. 平成24年度の品質管理委員会活動に対する品質管理審議会からの勧告事項	34
8. 平成25年度の品質管理レビューにおける重点的実施項目	36
9. 品質管理実施状況の報告	38
10. 品質管理レビューに係るその他の活動状況	38
11. 品質管理レビュー手続の改正	39
資料2 上場会社監査事務所の登録について	41
1. 上場会社監査事務所部会について	42
2. 上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録状況	44
資料3 品質管理レビュー制度のあり方見直しについての提言	45
資料4 品質管理レビュー制度・上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱	57
資料5 用語説明	67

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度

日本公認会計士協会(以下「当協会」という。)では、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、監査法人又は公認会計士(以下「監査事務所」という。)が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度(品質管理レビュー制度)を公認会計士法(以下「法」という。)の下で自主規制として運用している。また、監査事務所のうち上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図るため、当協会の品質管理委員会内に上場会社監査事務所部会を設置し、上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び上場会社監査事務所名簿等抹消リストを備え、広く一般に公開している。これらの名簿への登録の可否や監査事務所への措置は、品質管理レビュー制度に組み込んだ制度(上場会社監査事務所登録制度)として運用している。

品質管理委員会は、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等を監査している監査事務所に対し、定期的に「通常の品質管理レビュー」を実施し、その結果、改善勧告事項があった監査事務所に対し、次年度に「フォローアップ・レビュー」を実施している。さらに、フォローアップ・レビューにおいて「改善の不十分な事項あり」となった監査事務所に対し、その翌年度に「再フォローアップ・レビュー」を実施している。

品質管理レビューの実施状況及び実施結果

当年度においてレビュー対象となった監査事務所は、通常の品質管理レビュー93事務所、フォローアップ・レビュー72事務所及び再フォローアップ・レビュー1事務所である。通常の品質管理レビューを実施した結果、「限定事項のない結論」85事務所、「限定事項付き結論」8事務所であり、前年度に引き続き「否定的結論」及び「結論の不表明」はなかった。限定事項の要因としては、「リスク・アプローチに基づく監査の実施」及び「会計上の見積りの監査」に関する事項が複数見受けられた。フォローアップ・レビューを実施した結果、「改善の不十分な事項あり」となった監査事務所は12事務所であった。再フォローアップ・レビューでは、改善の不十分な事項は認められなかった。なお、当年度に「会長への報告」を行った監査事務所は1事務所であった。

通常の品質管理レビューは、原則として3年に一度実施するため、過去においてはレビューの結論も3年周期の傾向が見受けられ、平成16年度から平成18年度まではレビューを実施した監査事務所全体の40%前後に「限定事項付き結論」が付されていたが、平成22年度からは全体の10%前後で推移している。様々な要因により監査事務所において監査の品質管理を重視する風土が定着してきたため「限定事項付き結論」が減少してきたと考えられるが、一方で、監査の品質管理が十分でない監査事務所が認められ、監査事務所の二極化の傾向が現れてきている。なお、初めて品質管理レビューを受けた監査事務所において「限定事項付き結論」になる割合が高い傾向を示している。

品質管理レビューにおける当年度の動向

当年度から新起草方針に基づく監査基準委員会報告書等(以下「クラリティ版報告書」という。)に基づく品質管理レビューを開始しており、「監査における不正リスク対応基準」への対応に関する質問等も行っている。また、品質管理レビューの実効性の向上の観点から、レビューにおいて発見された事項の重要度の高低に基づき、発見事項のうち改善勧告事項とするほどの重要な準拠違反が発生している懸念がないものを「注意喚起事項」とする新たな運用を始めている。当年度に注意喚起事項の通知を行った監査事務所は60事務所であった。さらに、当年度から報酬依存度のセーフガードの適用による品質管理レビューも開始している。

当年度は、発見事項のうち注意喚起事項とするものがあつたことの影響を考慮しても前年度と比較して改善勧告事項数は減少した。過去5年間と同様に、当年度の改善勧告事項でも、監査事務所における品質管理としては「審査」に関する事項が多く、監査業務における品質管理としては「リスク・アプローチに基づく監査の実施」及び「会計上の見積りの監査」に関する事項が多かった。

当年度の品質管理レビューの重点的实施項目とした3項目について、レビューを実施した結果、①監査事務所としての不正リスク対応基準への対応状況では2事務所に、②個別業務におけるクラリティ版報告書への対応状況では9事務所に、③報酬依存度のセーフガードの適用状況では2事務所に、改善勧告事項又は注意喚起事項が認められた。

上場会社監査事務所名簿への登録状況及び措置が講じられた監査事務所

当年度の上場会社監査事務所名簿への登録状況は、本登録事務所及び本登録審査中の事務所の増加が13事務所、上場会社との監査契約を解消した等の理由による減少が16事務所であり、登録事務所数は169事務所であった。なお、当年度の品質管理レビューの結果に基づき「措置」が講じられた監査事務所は、一号措置(注意)が10事務所、二号措置(継続的専門研修の履修指示)が10事務所であった。

今後の課題への対応

平成25年5月23日付け「品質管理レビュー制度のあり方見直しについての提言」(以下「提言」という。)を受け、品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチームによる「品質管理レビュー制度・上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱」(以下「改正要綱」という。)が平成26年2月13日付けで公表され、主に、①品質管理レビューの性格を「指導的性格」から「指導及び監督」への変更、②品質管理レビューの結果に基づく措置制度の新設、③品質管理レビューの対象の拡大等に係る会則・規則等の改定がなされることとなった。また、新たに組成された上場会社監査事務所名簿等への登録の見直しプロジェクトチームにおいて「上場会社の監査を行うことについて一定の制約を設けること」等について早急に検討することも予定されている。

今後の課題への対応として、これらの「提言」等を確実に実行し、会員に対して会則・規則等の周知徹底を図り円滑な制度移行を行うとともに、公認会計士監査の利用者である資本市場関係者等に当協会の自主規制制度の周知活動を積極的に行い、監査に対する社会的信頼が高まるように努めることが必要である。

最後に、①平成26年度において、関係する諸団体との意見交換等を通じて上場会社監査事務所登録制度の適切な運営を行うことや、②監査業務の品質管理に関する諸外国の制度の調査・研究を行い、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度について継続的に見直しを実施することも必要であると考えている。



「提言」では、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の周知のため、品質管理レビューに係る年次報告書等の記載内容を拡充し、広く社会に対して分かり易い広報手段としても活用することが提言されており、当年度から『品質管理委員会年次報告書』の構成の変更及び記載内容の拡充を行っている。

当報告書は、「報告の要旨」「本文」及び「資料編」から構成され、「資料編」では、基本的な制度説明及び本文に関する詳細情報を掲載するとともに、「資料5」において、文中に使用されている品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所部会等に関連する用語について説明している。

1 品質管理レビューの実施状況及び実施結果

当年度の品質管理レビューの実施状況及び実施結果は、以下のとおりであり、詳細については資料1「5.品質管理レビューの実施状況及び実施結果」に記載している。

(1) 通常の品質管理レビュー

通常の品質管理レビューは、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等を監査している監査事務所に対して、原則として3年に一度の頻度で実施しており、大手監査法人に対しては、2年に一度の頻度で実施している。

通常の品質管理レビューでは、監査事務所が「監査に関する品質管理基準」等の品質管理の基準に準拠して監査の品質管理のシステムを整備し運用しているか所定の手続を実施し、重要な事項（職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反）の有無に応じた結論を表明する品質管理レビュー報告書を監査事務所に交付している。

① 実施状況

当年度は、レビュー対象事務所234事務所（前年度238事務所）のうち、93事務所（前年度95事務所）に対して通常の品質管理レビューを実施した。その内訳は、上場会社監査事務所69事務所（前年度61事務所）、非上場会社監査事務所24事務所（前年度34事務所）である。なお、上場会社監査事務所には、報酬依存度のセーフガードの適用により、当協会に依頼のあった7事務所が含まれており、非上場会社監査事務所には、一定規模以上の信用金庫等の監査のみを行っている9事務所（前年度16事務所）が含まれている。

② 実施結果

品質管理レビュー報告書の結論には、「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」及び「否定的結論」の3種類がある（「結論の不表明」も規定されているが、過去その例はない）。品質管理レビュー報告書において「限定事項のない結論」が表明された場合であっても、監査事務所の品質管理の向上の観点から、改善すべき事項が

ある場合には、改善勧告事項を記載した「改善勧告書」を監査事務所に交付している。

当年度の通常の品質管理レビューでは、85事務所（改善勧告事項のない7事務所を含む。前年度80事務所）に対して「限定事項のない結論」を表明し、8事務所（前年度15事務所）に対して「限定事項付き結論」を表明し、「否定的結論」は前年度に引き続きなかった。なお、当年度から、「監査の品質管理に多数の不備がある」場合の限定事項（いわゆる「多数限定」）を廃止している（前年度に「多数限定」が付された監査事務所は12事務所であった）。

また、当年度より、発見事項のうち、重要な準拠違反が発生している懸念があるものを改善勧告書に記載し、それ以外のものは、注意喚起事項として、監査事務所の自主的な対応を求める書面を交付している。当年度の通常の品質管理レビューにおいて注意喚起事項を通知した監査事務所は60事務所であった。

③ 限定事項

「限定事項付き結論」8事務所の内訳は、上場会社監査事務所5事務所（前年度5事務所）、非上場会社監査事務所3事務所（前年度10事務所）である。非上場会社監査事務所ですべて品質管理レビューを受けた監査事務所のうち「限定事項付き結論」となった監査事務所の割合が、前年度36%（22事務所中8事務所）であったのに対し、当年度は9%（11事務所中1事務所）であったため、非上場会社監査事務所に対する「限定事項付き結論」が減少している。

当年度の限定事項としては、監査事務所における品質管理に係るものが「品質管理のシステムに係る規程等の整備」に関する事項で1事務所のみとなったため、前年度（3事務所）よりも減少した。監査業務における品質管理に係るものは「リスク・アプローチに基づく監査の実施」に関する事項が4事務所（前年度5事務所）、「会計上の見積りの監査」に関する事項が4事務所（前年度3事務所）であり、前年度とほぼ同数であった。なお、複数の限定事

項のある監査事務所が3事務所あった。

④ レビューの実施間隔の短縮

前年度の品質管理レビューの結果、監査事務所の監査に関する品質管理の状況を緊急に確認する必要があると認められた監査事務所については、実施間隔を短縮して当年度に通常の品質管理レビューを実施している。

当年度においてレビューの実施間隔を短縮して通常の品質管理レビューを実施した監査事務所9事務所(前年度14事務所)のうち、2事務所において「リスクアプローチに基づく監査の実施」及び「会計上の見積りの監査」に係る前回の品質管理レビューの改善勧告事項でいまだ改善されなかった事項(再指摘事項)があり、そのうち1事務所は限定事項付き結論となった。なお、この2事務所に対しては措置が講じられた。

(2) 通常の品質管理レビューのフォローアップ

フォローアップ・レビュー又は再フォローアップ・レビューを実施した結果、改善措置の実施状況に不十分な事項が認められなければ「改善の不十分な事項なし」となるが、改善措置の実施状況に不十分な事項が認められた場合には「改善の不十分な事項あり」になる。

① フォローアップ・レビュー

ア. 実施状況

当年度のフォローアップ・レビューの対象事務所は、前年度の通常の品質管理レビューにおいて改善勧告書を交付した95事務所であるが、レビューの実施間隔の短縮及び報酬依存度のセーフガードの適用による通常の品質管理レビューへの移行、契約の解除、監査事務所の解散等のため、当年度は72事務所(前年度71事務所)に対してフォローアップ・レビューを実施した。その内訳は、上場会社監査事務所48事務所(前年度60事務所)、非上場会社監査事務所24事務所(前年度11事務所)である。

イ. 実施結果

当年度のフォローアップ・レビューを実施した結果、「改善の不十分な事項なし」となった監査事務所は60事務所(前年度68事務所)、「改善の不十分な事項あり」となった監査事務所は12事務所(前年度3事務所)であり、前

年度よりも改善措置の実施状況に不十分な事項が認められた監査事務所が多かった。なお、「改善の不十分な事項あり」となった監査事務所の内、非上場会社監査事務所は9事務所(前年度0事務所)であり、また、前年度に初めて通常の品質管理レビューを受けた監査事務所が8事務所あった。

改善措置の実施状況が不十分な事項としては、「監査調査の整理及び管理・保存」が前年度と同様に当年度も多く、これらの監査事務所においては、監査調査への記載等が不十分であった。

② 再フォローアップ・レビュー

前年度のフォローアップ・レビューにおいて「改善の不十分な事項あり」となった監査事務所は3事務所であるが、レビューの実施間隔の短縮及び監査事務所の合併があったため、当年度は、上場会社監査事務所1事務所(前年度は上場4事務所、非上場1事務所)に再フォローアップ・レビューを実施した。その結果は「改善の不十分な事項なし」であった。

③ 品質管理実施状況の報告

平成25年12月31日時点において、平成26年度に初めて品質管理レビューを受けることが想定された11事務所に対して品質管理実施状況についての報告を求めており、その回答及び審査の結果は、資料1「9.品質管理実施状況の報告」に記載している。



(3) 準レビュー

当年度は、前年度に引き続き、当協会会則（以下「会則」という。）第139条第3項に基づく会長からの指示による「準レビュー」はなかった。

(4) 会長への報告

上場会社との監査業務の新規契約締結から数日後に監査意見を表明した監査事務所に対して、「後任監査人へのレビューの早期実施について」（平成25年2月19日付

け会長通知)に基づき、レビューを一部先行実施した。その結果、当該案件について、倫理規則の基本原則3「職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則」及び基本原則5「職業的専門家としての行動の原則」への抵触の点から、会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合（品質管理レビュー基準3(5)④、⑥)に当たると判断し、会長への報告を行った。なお、同監査事務所は、その後、先行実施した以外のレビュー手続を実施する前に解散した。



2 通常の品質管理レビューにおける改善勧告事項の概要

当年度は93事務所(前年度95事務所)に対して通常の品質管理レビューを実施した結果、改善勧告事項総数は829件(前年度1,466件)となり、前年度に比べて4割程度減少した。当年度から、発見事項のうち重要な準拠違反が発生している懸念がない事項を注意喚起事項として監査事務所に自主的な対応を求めるとして変更したことも減少要因であるが、注意喚起事項の総数は156件であり、このような発見事項の取扱いの変更を考慮しても、通常の品質管理レビューにおける発見事項は前年度よりも減少している。

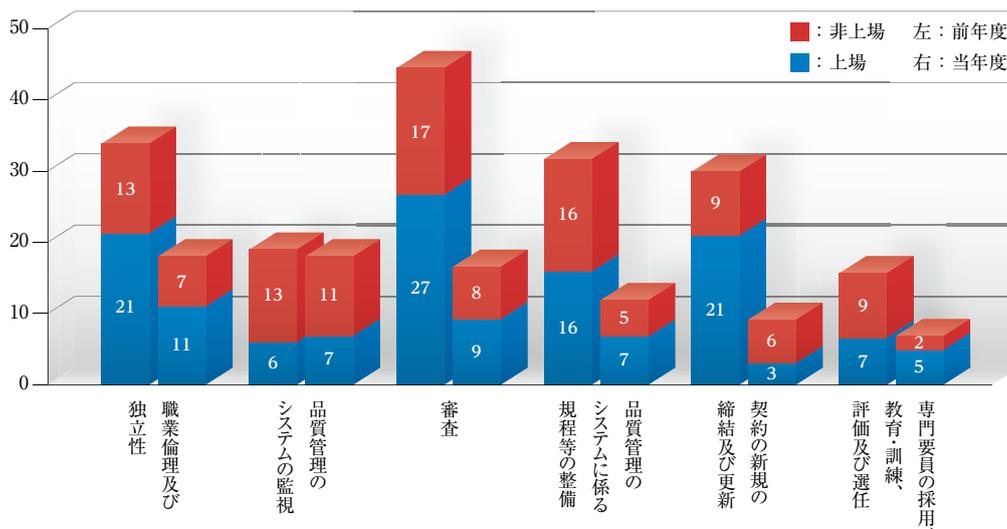
なお、通常の品質管理レビューは原則として3年に一度実施するため、ここでは3年前の改善勧告事項数との比較も考えられる。しかし、大手監査法人の2年に一度の実施、レビューの実施間隔の短縮及び監査事務所の解散等があり、必ずしもレビュー対象事務所の構成が平成25年度と平成22年度では同一でないため、前年度との比較を行ない、参考情報として平成22年度の実績を記載している。前年度及び当年度の改善勧告事項の項目別の監査事務所数は、資料1「6.通常の品質管理レビューにおける改善勧告事項の概要」に記載している。

(1) 監査事務所における品質管理

当年度の通常の品質管理レビューを実施した結果、監査事務所における品質管理に係る改善勧告事項数は132件(前年度299件)であり、前年度に比べて6割程度減少している。また、1事務所当たりの改善勧告事項数の平均は約1件(前年度約3件)であり、前年度に比べて2件程度減少している。

下記の【図1】監査事務所における品質管理の項目別の監査事務所数は、当年度に改善勧告を受けた監査事務所数の多い項目から順に六つの項目について、前年度と当年度の監査事務所数を比較したものである。「職業倫理及び独立性」、「審査」、「品質管理のシステムに係る規程等の整備」及び「契約の新規の締結及び更新」に係る改善勧告を受けた監査事務所数が、前年度に比べて大幅に減少している。

【図1】 監査事務所における品質管理の項目別の監査事務所数



これらの減少を示した項目のうち、以下の①から④の項目について、その要因を検討する。

① 職業倫理及び独立性

職業倫理及び独立性は、改善勧告を受けた監査事務所数(18事務所)も改善勧告事項数(25件)もともに前年度(34事務所、54件)に比べて5割程度減少している。これは「独立性チェックリストを適切に利用・更新していなかった」等の改善勧告事項が減少したことが要因である。なお、平成22年度に職業倫理及び独立性について改善勧告を受けた監査事務所数は31事務所であった。

② 審査

審査は、改善勧告を受けた監査事務所数(17事務所)も改善勧告事項数(32件)もともに前年度(44事務所、84件)に比べて6割程度減少している。これは主に「監査又は四半期レビュー計画の審査が適時に行われていなかった」や「審査内容の一部が審査記録に記載されていなかった」等の改善勧告事項が減少したことが要因である。なお、平成22年度に審査について改善勧告を受けた監査事務所数は45事務所であった。

③ 品質管理のシステムに係る規程等の整備

品質管理のシステムに係る規程等の整備は、改善勧告を受けた監査事務所数(12事務所)も改善勧告事項数(21件)もともに前年度(32事務所、51件)に比べて6割程度減少している。これは、情報セキュリティに関する改善勧告事項、例えば「情報漏洩を防ぐために必要な監査事務所のセキュリティ・ポリシー等を策定していなかった」等の改善勧告事項が減少したことが要因である。なお、平成22年度に品質管理のシステムに係る規程等の整備について改善勧告を受けた監査事務所数は30事務所であった。

④ 契約の新規の締結及び更新

契約の新規の締結及び更新は、改善勧告を受けた監査事務所数(9事務所)も改善勧告事項数(11件)もともに前年度(30事務所、42件)に比べて7割程度減少している。これは「監査事務所外の適切な者を利用して定期的な検証を実施しているが、守秘義務解除のために監査契約等に条項として織り込んでいなかった」等の改善勧告事項が減少したことが要因である。なお、平成22年度に契約の新規の締結及び更新について改善勧告を受けた監査事務所数は27事務所であった。

(2) 監査業務における品質管理

当年度は、レビュー対象監査業務を220業務(前年度245業務)選定し、通常の品質管理レビューを実施した結果、改善勧告事項総数は697件(前年度1,167件)であり、前年度に比べて4割程度減少している。また、1監査業務当たりの改善勧告事項数の平均は約3件(前年度約5件)であり、前年度に比べて2件程度減少している。

次頁の【図2】監査業務における品質管理の項目別の監査事務所数は、当年度に改善勧告を受けた監査事務所数の多い項目から順に六つの項目について、前年度と当年度の監査事務所数を比較したものである。「リスクアプローチに基づく監査の実施」や「会計上の見積りの監査」といった改善勧告事項は、前年度と比べると減少しているが、この2項目は前年度より前の3年間でも改善勧告事項数の多い項目である。

これらの減少を示した項目のうち、以下①及び②の項目について、その要因を検討する。

① リスク・アプローチに基づく監査の実施

リスク・アプローチに基づく監査の実施は、改善勧告を受けた監査事務所数(62事務所)も改善勧告事項数(251件)もともに前年度(74事務所、318件)に比べて2割程度減少している。これは、「主要な業務プロセスについて、内部統制の運用評価手続を実施しているが、そのサンプリングの対象期間、抽出したサンプル及びサンプルのテスト結果が監査調書に記録されていない」や「ITの概括的理解に関する監査調書が作成されていない」等の改善勧告事項が減少したことが要因である。なお、平成22年度にリスク・アプローチに基づく監査の実施について改善勧告を受けた監査事務所数は70事務所であった。

当協会内の中小監査事務所連絡協議会発行の監査ツール等の使用により、リスク・アプローチに基づく監査の実施が監査実務に浸透してきたという見方はあるものの、依然として当該項目における改善勧告事項数は多い。これは、「特定項目抽出による試査が母集団の中から抽出されない残余部分に対する監査証拠を提供しないことを考慮し、残余部分に対する詳細テストを立案していない」等のクラリティ版報告書に係る改善勧告事項を受ける監査事務所が多かったことが要因と考えられる。

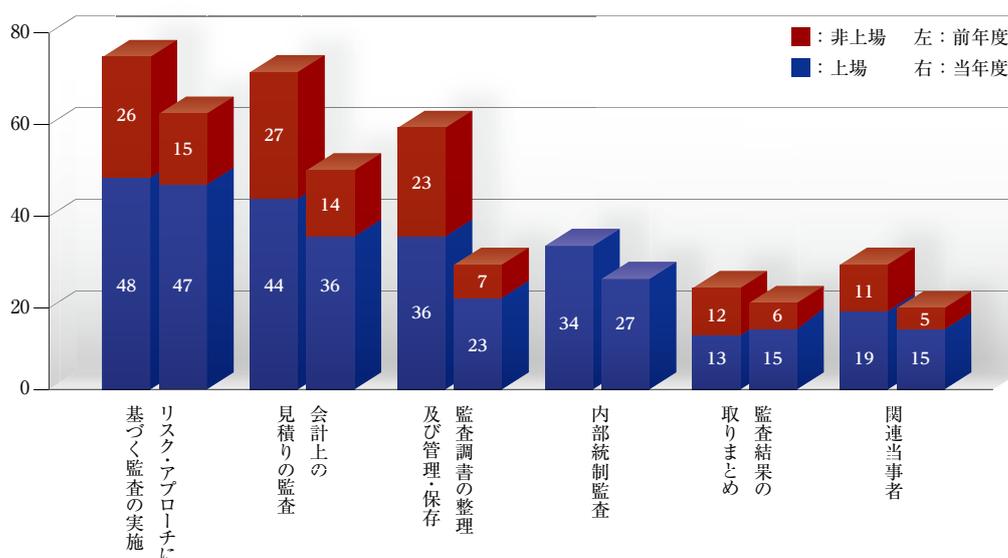
② 会計上の見積りの監査

会計上の見積りの監査は、改善勧告を受けた監査事務所数(50事務所)が前年度(71事務所)に比べて約3割減少しており、改善勧告事項数(133件)も前年度(224件)に比べて約4割減少している。これは「商品等の収益性の低下に基づく簿価切下げについて会社が採用した方法の妥当性を検討した過程及び結論が監査調書に記録されていない」や「退職給付債務の計算の基礎となる情報の正確性及び網羅性に関する十分な監査証拠を入手していなかった」等の改善勧告事項が減少したことが要因である。なお、平成22年度に会計上の見積りの監査について改善勧告を受けた監査事務所数は68事務所であった。

また、会計上の見積りの監査は、従来から改善勧告事項の多い項目であり、当年度においても2番目に多い項目となっている。具体的には滞留債権(貸倒引当金)、固定資産の減損会計及び繰延税金資産に関連する改善勧告事項が、当年度も多く見受けられた。

したがって、会計上の見積りの監査は、前年度に比べると改善勧告事項数は減少しているものの、監査事務所はこれらの項目の改善に継続的に取り組んでいく必要があり、また、品質管理レビューにおいて、これらの項目が改善されるように引き続き指導する必要があると考えられる。

【図2】 監査業務における品質管理の項目別の監査事務所数



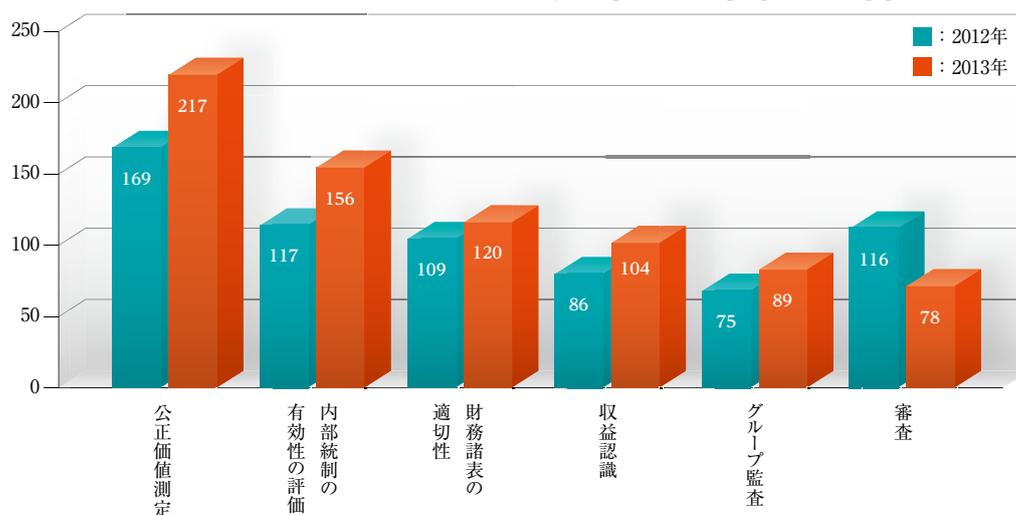
(3) IFIARの調査による監査業務の 検査結果の分析

監査監督機関国際フォーラム(以下「IFIAR」という。)が平成26年4月10日付けで公表した報告書によれば、加盟している監督機関が実施した監査業務の検査結果を2013年に調査した結果、指摘の多い項目は2012年の調査結果と類似していることを述べている。また、同一の項

目で指摘が繰り返されているという事実を受け、各監査事務所は指摘を受けた根本的な原因を分析した上で適切な改善措置を講じる必要があることも述べている。

なお、調査は加盟機関のうち38機関(前回32機関)から報告を受けた、6大ネットワークに対する検査結果の内容を反映している。

【図3】 監査業務の項目別の指摘数 (出典)IFIAR“International Forum of Independent Audit Regulators Report on 2013 Survey of Inspection Findings April 10, 2014” page 7の表を基に作成



上記の【図3】監査業務の項目別の指摘数は、IFIARの報告書より、公開会社の監査業務について指摘数の多い項目から順に六つの項目を2012年の調査結果と比較したものであり、国際的な状況について参考として分析している。この報告書では、2012年の調査において数多く指摘された事項が2013年の調査でも入れ替わっていないことが述べられている。

また、システム上重要な金融機関の監査業務について、2013年に指摘数の多い項目を2012年の調査結果と比較すると、①貸倒引当金及び減損の監査、②内部統制の有効性の評価及び③投資及び有価証券の評価の監査が、両年とも上位の指摘項目として集計されている。

このようにIFIARの報告書においても同一の項目で指摘が繰り返されている。このことからIFIARでは、監査事務所がそのような指摘の背後にある要因を明確に理解

し、指摘の根本的な要因を分析した上で適切な改善措置を講じる必要があると結論づけている。

我が国でも、前述(2)に記載したとおり、監査業務における品質管理に関する改善勧告事項の多い上位2項目は、過去5年間でも同様に繰り返し改善勧告事項となっている。これまでも改善勧告を受けた監査事務所は、改善計画を策定し改善に取り組まれているが、一部の項目で同じ内容が繰り返し改善勧告事項となっていることを考慮すると、それらの事象の根本的な原因が解決されていない可能性がある。したがって、我が国でも、海外の監査事務所と同様に、監査事務所において改善勧告事項の根本的な原因分析を検討する必要があると考えられる。

3 平成24年度の品質管理委員会活動に対する 品質管理審議会からの勧告事項への対応

品質管理審議会から平成25年6月14日付けで受領した「平成24年度品質管理委員会活動に関する勧告書」における勧告事項は、資料1「7.平成24年度の品質管理委員会活動に対する品質管理審議会からの勧告事項」とおりであり、これに対する品質管理委員会の対応は次のとおりである。

(1) 勧告事項1

「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」の「提言」の確実な実行

平成25年5月23日付けの「提言」を受け、品質管理レビューの実効性の向上の観点から当年度において主に以下のような対応を実施した。

- ・ 監査事務所に対する品質管理レビューの実施の通知日からレビュー実施日までの期間を可能な限り短縮した。
- ・ 品質管理レビューにおける発見事項の重要度の高低に基づき「限定事項」、「改善勧告事項」及び「注意喚起事項」の3区分とし、監査事務所が重要度の高低に基づき適切な対応を講じることができるようにした。
- ・ 重要度の低いものも含めて多数の不備の事実が存在することをもって一個の限定事項とする、いわゆる多数限定を廃止した。

また、品質管理レビューの効率的かつ効果的な実施に繋がるレビューアーの資質の向上を実現するため、レビュー方針やレビュー実施上留意すべき事項、レビューに関連する制度の変更及びレビューを実施した結果判明した傾向等、監査実務と品質管理レビューに関する知識の向上に繋がる深度ある研修を充実させている。

なお、当協会として「提言」の確実な実行のために、品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチームから公表された平成26年2月13日付けの「改正要綱」や「提言」の内容で今回見送った事項の詳細については「8.今後の課題への対応」に記載している。

(2) 勧告事項2

上場会社監査事務所登録制度に関する開示制度の充実と利便性の向上

平成25年4月に当協会のウェブサイトで公表している「上場会社監査事務所情報」の表示について、①名簿における並び順の変更、②頭文字による検索、及び③全事務所を対象とした検索が行えるように整備し、登録名簿閲覧者の利便性の一層の向上を図った。今後も、開示する情報の範囲や内容について利用者の立場に立った更なる検討を継続して行ってゆくこととしており、より一層の開示情報の充実と利便性の向上を図る予定である。

(3) 勧告事項3

監査事務所の品質管理体制の整備に関する対応状況の確認

① 新起草方針に基づく品質管理基準委員会報告書等への対応状況の確認

平成24年4月1日以降開始した事業年度の監査からクレンジング報告書が適用され、監査人交代について、後任監査人の品質管理のシステムの確認が、監査の信頼性の観点から求められ、また、近時の子会社の不正会計事例が多くみられることから、グループ監査チームとして構成単位の監査人の品質管理のシステムを適切に評価し、対応を行ったかの確認が求められている。そこで、平成25年度の品質管理レビューでは、クレンジング報告書の内、初年度監査の期首残高（監査基準委員会報告書（以下「監基報」という。）510）、グループ監査（監基報600）及び監査人の交代（監基報900）の内の該当要求事項への対応状況並びに「監査における不正リスク対応基準」への監査事務所の品質管理としての対応状況を重点的実施項目とし、その実施状況を確認した。

② 指定国際会計基準(IFRS)への対応

レビュー対象監査業務がIFRSの任意適用会社である場合に備え、平成22年度からIFRS任意適用会社に対するレビュー手続書(QCP450)の整備を進めており、平成24年度からIFRSを適用して連結財務諸表を作成している上場会社を監査している監査事務所において、当該業務をレビュー対象監査業務として選定し、QCP450を使用して品質管理レビューを実施している。

また、多くの監査事務所の参考に供すべく、平成24年7月から当協会のウェブサイトにQCP450を掲載している。今後もQCP450がレビューツールとして、より十分な機能を果たすことのできるよう改定を進めていく。

③ 報酬依存度のセーフガードへの適用状況の確認

平成23年4月1日以後開始する事業年度から「独立性に関する指針」第1部第222項(報酬依存度-依頼人が大会社等の場合)の規定が適用され、適用日以降2期連続して、大会社等である依頼人に対する報酬依存度が15%を超える場合には、セーフガードの適用が求められているため、平成25年度の品質管理レビューにおける重点的实施項目とし、その実施状況を確認した。

平成25年度の品質管理レビューにおける重点的实施項目とした、上記①及び③についてレビューを実施した結果は、「4.平成25年度の品質管理レビューにおける重点的实施項目の実施結果」に記載している。



4 平成25年度の品質管理レビューにおける重点的実施項目の実施結果

平成25年度の品質管理レビューにおける重点的実施項目は、資料1「8.平成25年度の品質管理レビューにおける重点的実施項目」のとおりであり、通常の品質管理レビューにおいて確認した結果は次のとおりである。なお、この重点的実施項目は、当年度を初年度として3年間の通常の品質管理レビューによって、全てのレビュー対象監査事務所の対応状況を確認していくことを予定している。

(1) 監査事務所としての不正リスク対応基準への対応状況(不正リスクに対応した監査事務所における品質管理)

当協会では「監査における不正リスク対応基準」に対応するため、品質管理基準委員会報告書及び監基報を改正した。また、監査基準委員会研究報告第1号「監査ツール」や中小監査事務所向け監査ツール「監査の品質管理規程の例示について」を同基準に対応するように改正し、監査事務所向けの研修を実施している。通常の品質管理レビューにおいてもこれらの改正への対応を指導している。

不正リスクに対応した監査事務所における品質管理としての重点的実施項目は10項目挙げられているが、品質管理レビューを実施した結果、そのうちの「監査契約の新規の締結及び更新における不正リスクの考慮」について、監査事務所としての整備又は周知が不十分であることを改善勧告事項とした監査事務所が2事務所あり、それ以外の9項目について発見事項(限定事項、改善勧告事項又は注意喚起事項)はなかった。

(2) 個別業務におけるクラリティ版報告書への対応状況

クラリティ版報告書の内、初年度監査の期首残高(監基報510)、グループ監査(監基報600)及び監査人の交代(監基報900)の内の該当要求事項への対応状況について、通常の品質管理レビューを実施した結果、初年度監査の期首残高では、「前任監査人の監査調書の閲覧に際して監査事務所が実施した手続の検討結果が監査調書に記録されていない」ことを改善勧告事項とした監

査事務所が1事務所あったが、監査人の交代については発見事項はなかった。なお、グループ監査では、主に以下のような発見事項が認められた。

- ・ 重要な構成単位の識別のための検討過程が監査調書に記録されていないことを改善勧告事項又は注意喚起事項とした監査事務所が4事務所
- ・ 構成単位の重要性の基準値がグループ財務諸表全体としての重要性の基準値よりも小さくなっていないことを改善勧告事項とした監査事務所が3事務所
- ・ 構成単位の監査人と討議したことが監査調書に記録されていないことを改善勧告事項とした監査事務所が1事務所

(3) 報酬依存度のセーフガードの適用状況

大会社等である依頼人に対する報酬依存度が2期連続して15%を超える場合のセーフガードの適用が妥当であるかの検討状況について発見事項はなかったが、セーフガードの適用に先立ち、監査対象会社の監査役等に対して、報酬依存度が15%を超えている旨及び妥当と判断したセーフガードを報告・協議していない監査事務所が1事務所あった。この監査事務所は、セーフガードを適用していないことも改善勧告事項となった。また、監査役への報告は行っているが、書面の提出がなされていない監査事務所が1事務所あった。

なお、報酬依存度が15%を大幅に超え、監査意見表明後のレビューで独立性を阻害する要因の重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減することができるかどうか、また、監査意見表明前のレビューが必要であるかどうかの判断が求められる場合、セーフガードの適用及び当該セーフガードを妥当と判断した理由については、発見事項はなかった。

5 上場会社監査事務所の登録

品質管理委員会は、品質管理審査部会の審査結果の報告(承認申請)に基づいて、上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否案及び同部会の登録事務所に対する措置案を審議し、その結果を会長に報告する。当該報告を受けた会長は、監査事務所に対し、登録の可否及び措置の結果の通知を行うとともに、当該通知を行った旨を品質管理委員会に報告する。報告を受けた品質管理委員会は、上場会社監査事務所部会の名簿にその結果を反映する。

(1) 上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録状況

平成26年4月22日現在の上場会社監査事務所部会における登録事務所数は175事務所である。そのうち上場会社監査事務所名簿に登録された上場会社監査事務所(本登録事務所)は160事務所であり、準登録事務所名簿に登録された監査事務所(準登録事務所)は15事務所である。準登録事務所のうち、本登録審査中の事務所は9事務所、上場会社と契約予定の事務所は2事務所、品質管理レビュー実施済の事務所は4事務所である。したがって、上場会社と監査契約を締結している上場会社監査事務所は、本登録事務所と本登録審査中の事務所の合計169事務所である。また、平成25年4月12日から平成26年4月22日現在までの上場会社監査事務所名簿等抹消リストに新たに記載された監査事務所はなかった。なお、上述の上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録の増減については、資料2「2.上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録状況」に記載している。

(2) 上場会社監査事務所登録制度の措置について

上場会社監査事務所登録制度における措置は、品質管理レビューの改善勧告事項の改善が進んでいない監査事務所に対して改善を促進させるものであり、会則第131条第2項各号に定める、一号措置(注意)、二号措置(継続的専門研修の履修指示)、三号措置(品質管理

レビューによる限定事項等の概要の開示)及び四号措置(上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消し)の4種類がある。

当年度の品質管理レビューの結果に基づき、平成26年4月22日までの品質管理委員会で決定した措置としては、一号措置が10事務所、二号措置が10事務所であり、三号措置及び四号措置が講じられた監査事務所はなく、措置なしが111事務所という状況であった(前年度は、一号措置が5事務所、二号措置が4事務所であり、三号措置及び四号措置が講じられた監査事務所はなく、措置なしが119事務所であった)。

(3) 上場会社監査事務所に対する懲戒処分等の開示について

当年度において、会則第132条の規定に従い、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に懲戒処分等の開示を行った3事務所は、次のとおりである。なお、複数の懲戒処分等を受けた監査事務所があるため合計数は一致しない。

- ・ 公認会計士・監査審査会から金融庁長官に対し、行政処分又はその他の措置を講じるよう勧告された監査事務所：1事務所
- ・ 金融庁から業務の一部の停止命令を受けた監査事務所：1事務所
- ・ 金融庁から業務改善命令を受けた監査事務所：1事務所
- ・ 当協会の懲戒処分(戒告)を受けた監査事務所：1事務所

(4) 上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の活動状況

会則第137条の規定に基づき、不服申立があった場合、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会が審査を行うこととなっているが、当年度において、同不服審査会の審査対象となる不服申立はなかった。

6 公認会計士・監査審査会への対応

当協会は、公認会計士法により品質管理レビューの結果について、公認会計士・監査審査会によるモニタリングを受けることになっている。

(1) 品質管理レビュー結果の報告

品質管理委員会は、法第46条の9の2第2項に基づき、公認会計士・監査審査会に品質管理レビューの結果を報告している。

- ・「日本公認会計士協会に関する内閣府令」に従い、各月分(平成25年3月分から平成26年2月分まで)の「品質管理レビューに関する月次報告書」(以下「月次報告書」という。)及び前年度分の「品質管理レビューに関する年次報告書」(以下「年次報告書」という。)を公認会計士・監査審査会へ提出した。

各月分の月次報告書には、各月において監査事務所へ交付した品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の写し、監査事務所から提出された改善計画書の写し、フォローアップ・レビュー報告書の写し、品質管理委員会議事録の写し並びにレビュー調書の写しを添付している。

年次報告書には、品質管理審議会議事録の写し及び「品質管理委員会年次報告書」の写しを添付している。

- ・月次報告書及び年次報告書に関する公認会計士・監査審査会からの質問に回答した。
- ・前年度分の「品質管理委員会年次報告書」の内容について、平成25年8月に公認会計士・監査審査会に対する説明を実施した。

(2) その他

上記のほか、公認会計士・監査審査会と以下の意見交換等が実施された。

- ・公認会計士・監査審査会より品質管理担当役員等に対する「公認会計士・監査審査会の活動状況と今後の方向性」の説明
- ・品質管理担当役員等より公認会計士・監査審査会へ「提言」及び同提言を具体化するための会則等の改正要綱案の説明
- ・公認会計士・監査審査会の主催する研修会へのレビューアーの参加



7 品質管理関係規程の変更等

(1) 品質管理委員会規則の一部変更

(平成25年7月3日：定期総会承認)

① 品質管理レビュー報告書等の第三者への非開示

(第5条の2)

品質管理レビュー報告書、改善勧告書及び改善計画書は、品質管理レビューの結果としての品質管理委員会と監査事務所との当事者間の文書であり、当事者双方の共通の認識があって初めて正しく理解されるものであるため、これらの文書については原則として第三者に開示してはならないこととした。

② 報告徴収命令に係る報告書の取扱い (第7条)

公認会計士・監査審査会からの検査結果後の対応に係る報告徴収命令により、監査事務所が当該命令に係る報告書を公認会計士・監査審査会に提出したときは、最後に提出した報告書の日付から1か月以内に、当該命令に係る全ての報告書の写しを品質管理委員会に提出しなければならないこととした。

(2) 上場会社監査事務所登録細則及び 上場会社監査事務所部会登録 監査事務所規約の一部変更

(平成25年7月31日：理事会承認)

「監査における不正リスク対応基準」及びこれに対応するための品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」の改正、並びに上記品質管理委員会規則第5条の2及び第7条の変更との整合性を図るため一部変更した。

(3) 品質管理レビュー手続の改正

(平成25年7月30日：常務理事会承認)

「提言」のうち品質管理レビューの実効性の向上に係る以下の事項を受け、品質管理レビュー手続の該当項目を改正した。なお、詳細は資料1「11.品質管理レビュー手続の改正」に記載している。

- ・改善勧告書に記載する改善勧告事項を見直し、監査

の品質管理のシステムの整備・運用状況に相当の疑念を生じさせる事項、及びその他の監査の品質管理のシステムの整備・運用状況に関わる重要な事項については改善勧告書に記載し、当該事項の原因となる監査事務所の品質管理体制上の問題点が改善されるよう促す。

- ・上記以外の監査の品質管理の状況に関わる事項については、改善勧告書への記載とは異なる方法で注意喚起を促す等、発見事項の重要度の高低に基づき「限定事項」、「改善勧告事項」及び「注意喚起事項」の3区分とすることにより、監査事務所が重要度の高低に基づき適切な対応を講じることができる制度とする。
- ・重要度の低いものも含めて多数の不備の事実が存在することをもって一個の限定事項とする、いわゆる多数限定は廃止する。

(4) 品質管理レビューツールの改定

(平成25年4月12日、5月24日、6月14日：品質管理委員会承認)

品質管理委員会は、平成24年度の品質管理レビューの実施結果及び平成25年度の品質管理レビューに適用されることになる当協会の委員会報告等を踏まえ、品質管理レビュー手続第107項の規定に基づき、品質管理レビューツールの見直しを次のとおり行った。

- ・品質管理のシステムに関する質問書(QCQ300)に「不正リスク対応基準」への対応に関する質問を追加したことに伴い、それに係る手続等の追加
- ・クラリティ版報告書への対応

8 今後の課題への対応

当協会は、財務情報の信頼性を確保するために、自主規制機関として監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持・確保する施策として、平成11年度より監査事務所に対する品質管理レビューを制度化し、平成19年度からは更に自主規制を強化する施策として上場会社監査事務所登録制度を創設した。制度発足から14年が経過し、上場会社監査事務所登録制度についても6年の運用実績を持つ。このような自主規制の取組の中で、平成23年より各証券取引所の有価証券上場規程等が改正され、上場を申請した会社及び既上場会社が監査人を選任するに当たり、当協会の上場会社監査事務所名簿等に登録されていることを要件とすることが明確にされたことから、従来にも増して、上場会社監査事務所登録制度への社会的な注目が高まると同時に、影響も大きくなっている。

このように、品質管理レビュー制度の社会的な使命としては、監査事務所の品質管理の向上を通じて資本市場の信頼性の向上に寄与することであるが、このため、当協会は、外部の有識者を含めた「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」を設置し、これまでの実績を総括するとともに、公認会計士の使命であるパブリック・インタレスト(公益)の擁護の観点から、今後の品質管理レビューのあり方・方向性について検討を行った。今後の課題への対応として、平成25年5月23日付けで公表された同プロジェクトチームによる「提言」(資料3参照)を確実に実行し、円滑に導入するための周知活動をすることが必要となる。

(1) 「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」の「提言」の確実な実行

① 定期総会における会則・規則の変更

「提言」を具現化するため、「改正要綱」(資料4参照)が公表され、平成26年の定期総会において、以下の会則・規則の変更が予定されている。改正後は、その運用を着実に実施する必要がある。

- ・ 品質管理レビューの性格を「指導的性格」から「指導及び監督」に変更し、品質管理レビューの結果に基づく措置制度を新設する。
- ・ 品質管理レビューの対象を拡大し、法第2条第1項業務を行う監査事務所とし、法第2条第1項業務全てを対象監査業務とする。但し、その中核となる監査業務は、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等とする。
- ・ 機動性を持つレビュー制度とするため、定期レビューを補完する必要がある場合に実施する機動レビュー制度を、また、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある場合に実施する特別レビュー制度を新設する。
- ・ 品質管理委員会の職務として、品質管理レビューの制度及び運用に関する意見を会長に具申することができる旨を加える。
- ・ 上場会社監査事務所部会準登録事務所名簿への登録申請要件を一部緩和する。

② 上場会社監査事務所名簿等への登録の見直し

上記の「改正要綱」において提言内容の一部実施を見送った事項については、速やかに具体化の検討を行い、確実な実行を図ることが必要である。

新しく組成された上場会社監査事務所名簿等への登録の見直しプロジェクトチームにおいて、登録制度の一層の充実・強化を図るため、「上場会社監査事務所登録制度における監査事務所の登録が抹消された事務所で、その原因となった監査業務の業務執行社員等の当事者であった会員について、当該会員が直ちに上場会

社の監査を行うことについて一定の制約を設ける」ことへの具体的な方法を早急に検討する。

③ レビュー手続等の改正や運用による対応

レビュー実施期間の短縮・延長、品質管理レビューにおけるリスク・アプローチの強化及び必要に応じたレビュー対象期間の過年度遡及等の「品質管理レビューの実効性の向上」に係る提言については、平成26年度の会則・規則の変更を受け、平成27年度の品質管理レビューでの適用に向けて必要なレビュー手続等の改正を検討する。また、それらの提言の一部については運用による対応を検討する。

④ 当協会全体の自主規制のあり方

会員の実施した個別の監査業務に関わる事案の調査、審査を行う機関である監査業務審査会及び規律調査会との関係については、それぞれの職務の目的、職務の重複、会員の負担、会員及び外部の視点等を考慮し、今後の対応として別途検討する。

(2) 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の周知活動

① 品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチームによる改正の実行に伴う、 会員への新制度の周知徹底と円滑な移行

上記(1)の制度改正は、品質管理レビューの対象を法第2条第1項の業務全てに拡大しており、今まで品質管理レビューを受けた経験のない会員も対象となるだけでなく、品質管理レビューの種類も通常レビュー及び特別レビューと複数となり複雑なものとなることから、会員に対して会則・規則の変更の周知徹底を図り円滑な移行を行う必要がある。

② 当協会の自主規制としての品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への周知活動

公認会計士監査の利用者である資本市場関係者等に品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度に対する理解を促進して制度の円滑な運用並びに実効性を高めるため、当協会の自主規制制度の周知活動を積極的に行い、監査に対する社会的信頼の向上に努める必要がある。

(3) 監査事務所の品質管理体制の整備・運用に関する対応状況の確認

前述の(1)及び(2)における「提言」への対応に加えて、監査事務所の品質管理体制の整備・運用に関する対応状況の確認のため、平成26年度の品質管理レビューにおいて、以下の重点的实施項目を実施することが必要である。なお、①、②及び③は3年間かけて確認する項目であり、平成26年度がその2年目となる。

① 監査における不正リスク対応基準への対応状況

「監査における不正リスク対応基準」が設定され、クラリティ版報告書も同基準の設定に沿った改正がなされている。個別の監査業務の品質管理レビューとしては平成26年度からのレビュー事項となるので、監査事務所の同基準の理解と対応状況を確認し、同基準の内容を指導する。

② 個別業務におけるクラリティ版報告書への対応状況の確認

平成24年4月1日以降開始した事業年度の監査からクラリティ版報告書が全面的に適用されている。平成26年度の品質管理レビューでは、平成25年度の経験を踏まえ、改訂されたレビューツールを用いてそれらの対応状況を確認し、当該報告書の遵守状況に関して適切な指導を実施する。

③ 報酬依存度のセーフガードの適用状況

「独立性に関する指針」では、大会社等である依頼人に対する報酬の依存度が2期連続して15%を超えている場合、監査事務所が妥当と判断したセーフガードの適用を求めている。平成26年度の品質管理レビューでは、セーフガードが必要な監査事務所について当該セーフガードの運用状況を確認し、適切な指導を実施する。

④ 会計上の見積りの監査

平成25年度の品質管理レビューを実施した結果、会計上の見積りの監査については比較的多くの改善勧告が行われている。このため、会計上の見積りの監査の内、改善勧告事項数が多い「滞留債権（貸倒引当金）、固定資産の減損会計、繰延税金資産」及び重要な改善勧告がなされている「関係会社株式の減損」を重点的に確認し、適切な指導を実施する。

以上



品質管理 レビュー制度 について

資料1

1 品質管理レビュー制度の変遷

品質管理レビュー制度及び関連する法令・制度等の変遷を年度別に示すと次のとおりである。

品質管理レビュー及び関連する法令・制度等の変遷

年度	品質管理レビュー	関連する法令・制度等
平成 11 年度	自主規制としての品質管理レビュー開始 (大規模監査法人のみフル・レビュー)	品質管理レビュー基準、品質管理レビュー手続の公表
平成 13 年度	上場会社を監査している監査事務所にフル・レビューを開始	
平成 15 年度		公認会計士法の改正
平成 16 年度	公認会計士法の下で制度として位置づけられる	公認会計士・監査審査会の設置
平成 17 年度		監査に関する品質管理基準の制定
平成 18 年度		監査事務所における品質管理及び監査業務における品質管理の適用 「リスク・アプローチによる監査の手引」の公表 (東京会)
平成 19 年度	上場会社を監査している監査事務所にフォローアップ・レビューを開始	公認会計士法等の改正 上場会社監査事務所登録制度導入
平成 20 年度		上場会社に四半期レビュー及び内部統制報告制度導入
平成 21 年度	内部統制監査をレビュー対象とする フォローアップ・レビューの範囲拡大	
平成 22 年度		東京証券取引所等の有価証券上場規程等改正 品質管理委員会規則の改正 倫理規則及び独立性に関する指針の改正
平成 23 年度	非上場金商法監査の実施間隔変更 (5年⇒3年) 信金等監査事務所のレビュー開始 フォローアップ・レビューの範囲拡大	クラリティ版監基報の制定
平成 24 年度	クラリティ版監基報に基づくレビュー開始 レビュー手続書 QCP450 (IFRS 任意適用会社)を公表し、レビュー開始 品質管理委員会に会員外の外部委員が就任	クラリティ版監基報等全面適用 監査における不正リスク対応基準の設定 「新起草方針に基づく財務諸表監査の手引」の公表 (中小監査事務所連絡協議会)
平成 25 年度	クラリティ版監基報に対応した監査業務レビュー手続書 QCP400 を公表 セーフガードとしての品質管理レビュー開始	「財務諸表監査・内部統制監査の手引 (不正リスク対応基準対応版)」の公表 (中小監査事務所連絡協議会) 「提言」の公表

当協会は、平成11年3月24日に「品質管理レビュー基準」及び「品質管理レビュー手続」を制定し、平成11年度より自主規制として品質管理レビューの運用を開始した。当初は大規模監査法人からフルレビューを始め、平成13年度からは上場会社を監査している全ての監査事務所に対してフルレビューを開始した。また、平成15年6月の法改正により、平成16年度から公認会計士法の下で制度として位置づけられるようになり、同法の改正を受けて、品質管理レビューの対象も上場会社だけでなく非上場会社の金商法監査や大規模な会社法監査を実施している監査事務所等にも拡大された。それに伴い、品質管理委員会の体制強化も図られ、平成17年度よりレビューアーの人数も9名から20名体制となった。

平成17年10月には企業会計審議会において「監査に関する品質管理基準」が設定され、平成19年3月決算に係る財務諸表の監査から適用されることを受け、当協会では平成18年3月30日に品質管理基準委員会報告書第

1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書第32号「監査業務における品質管理」を制定し、平成18年度より適用することになった。これにより平成19年度から、これらの委員会報告書等に基づく品質管理レビュー手続を実施し、同時に上場会社を監査している監査事務所に対するフォローアップ・レビューを開始し、これに伴ってレビューアーの人数も29名に増員した。

平成18年度には、当協会の東京会から中小監査事務所に対する監査ツールが提供され、翌年度から当協会の中小事務所等施策調査会が実施する中小監査事務所連絡協議会の研修会が開催されるようになり、リスク・アプローチの監査が浸透した。

平成19年は、公認会計士法等の改正により、公認会計士法上の大会社等の範囲が縮小され、レビュー対象となる監査事務所も大幅に減少する一方、大手監査法人の内の一法人の解散があり、監査人の交代が急増した。この法改正において、前年度における自主規制の強化としての大規模監査法人に対する筆頭業務執行社員等のローテーションの特例の適用が反映された。また、平成19年度から上場会社監査事務所登録制度を導入し、品質管理レビュー（フォローアップ・レビューを含む。）の結果を踏まえた措置制度を開始した。

平成20年4月から上場会社では四半期レビュー及び内部統制報告制度が始まり、平成21年度の品質管理レビューから内部統制監査がレビュー対象となった。また、平成21年度から、前年度に限定事項付き結論が付された、上場会社監査事務所以外の監査事務所に対してもフォローアップ・レビューを実施するようになった。

平成23年3月には、東京証券取引所の上場規程等の改正が行われ、既上場会社が監査人を選任するに当たり、上場会社監査事務所登録名簿等に登録されている監査事務所の監査を受けることが要件とされた。

平成23年度から非上場会社の内、金商法監査を行っている監査事務所への品質管理レビューの実施間隔を5年から3年に変更した。また、品質管理委員会規則等を改正し、一定規模以上の信用金庫等の監査を行っている監査事務所を品質管理レビューの対象に加え、全ての監査事務所に対してフォローアップ・レビューを実施するようになった。なお、倫理規則及び独立性に関する指針の改正により、大会社等に対する報酬依存度への対応が必要になった。

平成24年度から、クラリティ版報告書（監基報のカテゴリーA）に基づく品質管理レビューを開始した。また、IFRS任意適用会社に対するレビュー手続書（QCP450）を公表し、レビューを開始するようになった。なお、平成24年10月に品質管理委員会が改組され、初めて会員外の有識者3名が委員に就任した。

平成25年度から、監基報のカテゴリーBも含めたクラリティ版報告書に基づく品質管理レビューを開始し、また、「監査における不正リスク対応基準」への監査事務所の対応を確認している。さらに、報酬依存度が15%を超える場合のセーフガードとしての品質管理レビューを開始した。なお、平成25年度より「提言」に対応したレビュー手続の改正等が始まった。

2 現行の品質管理レビュー制度

品質管理レビューは、品質管理委員会を中心に、以下のとおり運営されている。

品質管理委員会は、委員長1名(当協会副会長)及び委員10名(公認会計士である当協会の会員7名及び会員外の有識者3名)で組織され、主として品質管理レビュー報告書・改善勧告書等の審議・決定を行っている。その下部組織として品質管理特定事案検討部会、品質管理審査部会及びレビューチームを設置しており、会員委員のうち5名は品質管理審査部会の部会長を兼任している。

レビューチームは、レビューアー27名(会員27名)により組織され、監査事務所の監査の品質管理状況について品質管理レビューを行い、その結果に基づき品質管理レビュー報告書案及び改善勧告書案等を作成し、品質管理審査部会及び品質管理委員会に起案する。

品質管理審査部会は、五つの審査部会で構成され、審査部会長1名(会員)及び品質管理審査員4名(会員4名)で組織されている。各審査部会は、品質管理レビューの結果等及び上場会社監査事務所の登録に関する事項の審査を行い、その審査結果を品質管理委員会に報告(承認申請)する。審査結果が上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定、三号措置又は四号措置の決定等となる場合、部会長1名を含む構成員4名(いずれも会員)で組織する品質管理特定事案検討部会において検討し、検討結果を品質管理審査部会の審査結果と併せて、品質管理委員会に報告する。

品質管理委員会は、品質管理審査部会において審査された品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を審議・決定し、それらを監査事務所に対して交付する。

改善勧告書を受領した監査事務所は、改善勧告事項に対する改善措置とその実施予定時期を記載した改善計画書を品質管理委員会へ提出し、改善措置を実施する。

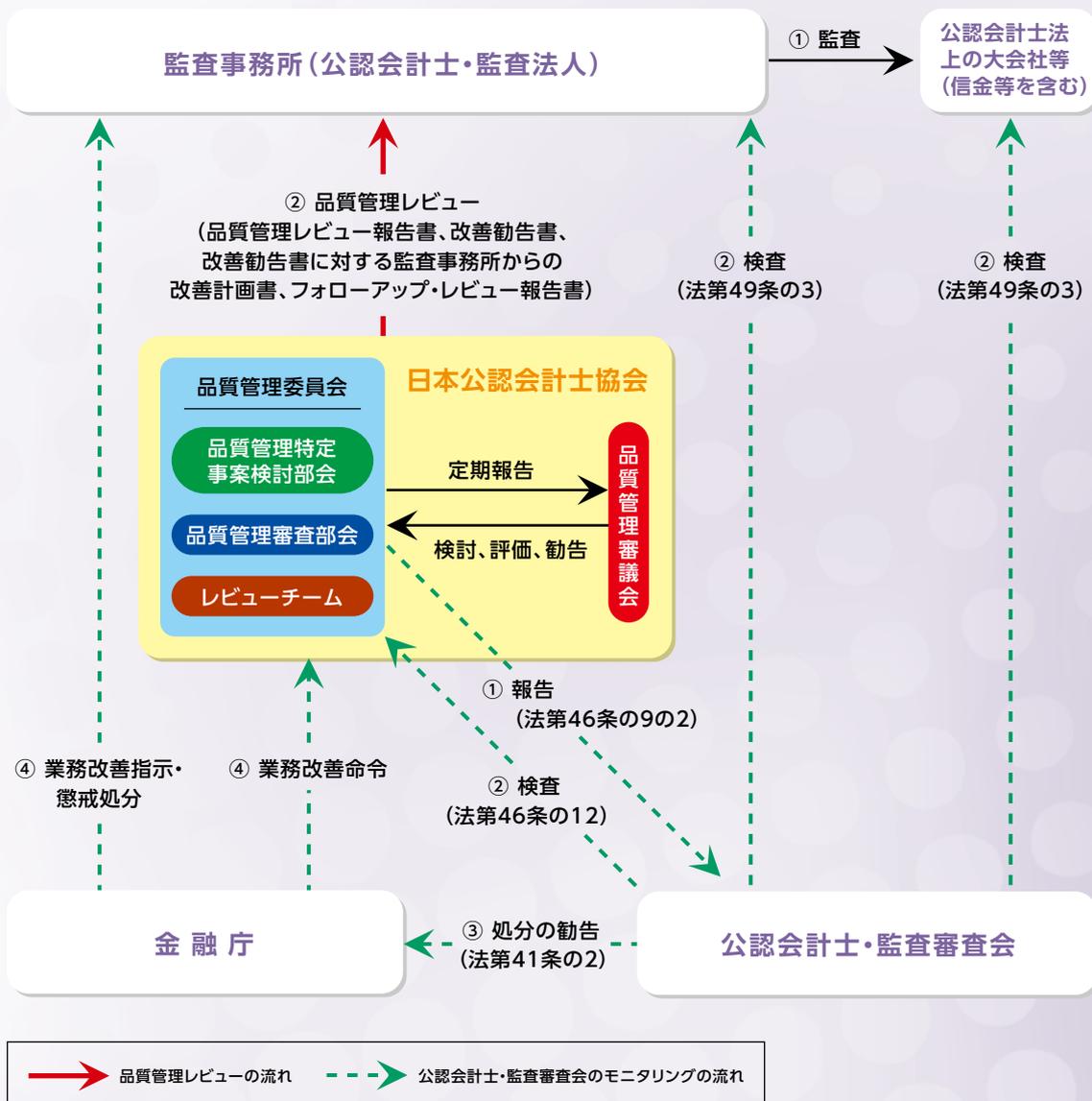
レビューチームは、改善勧告書を交付した監査事務所に対してフォローアップ・レビューを実施して改善措置の実施状況を確認し、それによって、品質管理委員会は、改善措置が確実に実施されるよう努めている。

また、品質管理委員会は、これらの品質管理レビュー活動の状況を会員2名及び会員外の有識者5名で組織された品質管理審議会に定期的に報告している。報告を受けた品質管理審議会は、当協会の品質管理レビュー活動が適切に行われているかどうかを検討・評価し、その結果、必要な勧告を行い、当協会の品質管理レビュー活動の向上に寄与している。

さらに、当協会は、平成16年度から法第46条の9の2に基づき、金融庁の公認会計士・監査審査会に対して、品質管理レビューの状況報告を行っており、また、モニタリングを受けている。

以上の品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリングとの関係は、次頁の【図】品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリングに示すとおりである。

【図】 品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリング



(注) 公認会計士・監査審査会のモニタリングの流れ

- ① 報告 (法第46条の9の2)
当協会は、定期的に又は必要に応じて、レビューの結果を公認会計士・監査審査会に対して報告する。
- ② 検査 (法第46条の12、第49条の3)
公認会計士・監査審査会は、当協会、監査事務所又は被監査会社に対して検査を行うことができる。
- ③ 処分の勧告 (法第41条の2)
公認会計士・監査審査会は、行政処分その他の措置について金融庁に勧告することができる。
- ④ 業務改善指示 (法第46条の12の2)
金融庁は、当協会に対して業務改善を命令し、監査事務所に対して業務改善指示・懲戒処分を行うことができる。

3 通常の品質管理レビューの実施状況及び実施結果の推移

平成16年度から公認会計士・監査審査会によるモニタリングが法制化されているが、それ以降の通常の品質管理レビューの実施状況及び実施結果は次のように推移してきた。

(1) 通常の品質管理レビューの実施状況の推移

過去10年間の品質管理レビューを実施した監査事務所数は、下表のような推移となっており、その背景には以下に記載したような環境の変化があった。

【図1】 品質管理レビューを実施した監査事務所数の推移



平成15年の法改正により公認会計士法上の大会社等がレビュー対象となったことから、平成17年度はレビュー対象監査事務所総数が平成16年度の267事務所から440事務所に大幅に増え、品質管理レビューを実施した監査事務所数も94事務所から140事務所増加した。

平成19年の公認会計士法等の改正では、公認会計士法上の大会社等の範囲が縮小し、レビュー対象監査事務所総数が平成20年度に395事務所から255事務所へと大幅に減少したが、平成19年7月の大手監査法人の解散による一時会計監査人の増加に伴い、新規レビュー対象事務所が増加したため、平成20年度にレビューを実施した監査事務所数は微減にとどまった。しかし、平成21年度には一転して当該影響がなくなるとともに、平成20年のリーマンショックによる上場会社の減少の影響があり、品質管理レビューを実施した監査事務所数も83事務所減少した。

平成23年度から、品質管理委員会規則の改正により一定規模以上の信用金庫等の監査を行っている監査事務所がレビューの対象とされ、これにより新たにレビュー対象となる約30事務所を3年間でレビューすることとした。そのうちの半数の監査事務所を2年目にレビューしたため、平成24年度の監査事務所数が増加した。

(2) 通常の品質管理レビューの実施結果の推移

過去10年間の品質管理レビューの実施結果は、次頁の二つの表のような推移となっている。平成16年度から平成18年度までは、リスク・アプローチに基づく監査の実施に関する事項や審査に関する事項に重大な問題が多

く、独立性違反の事例もあり、品質管理レビューを実施した監査事務所数の約40%前後の監査事務所に対して限定事項付き結論が付され、大手監査事務所でも品質管理が十分とは言えないような状況があった。

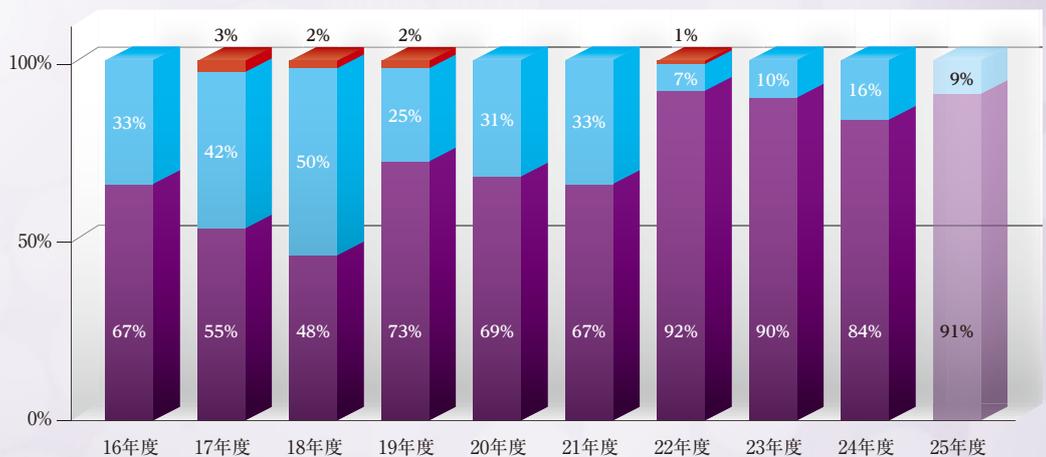
平成17年度から平成18年度にかけての大手監査事務所への公認会計士・監査審査会の検査の結果、改善命令が出されたこともあり、平成19年度から平成21年度までは、大手監査事務所に対する改善勧告事項が減少した。また、平成18年度に当協会の東京会から監査ツールとして「リスク・アプローチによる監査の手引」が公表され、以降、各種委員会報告の改正に合わせて更新されてきたことから、リスク・アプローチに基づく監査手続の実務への適用が進んだ。これにより限定事項付き結論も品質管理レビューを実施した監査事務所数の約30%前後まで減少した。

平成22年度から平成24年度までは、リスク・アプローチに基づく監査が監査実務に浸透し、限定事項付き結論が品質管理レビュー実施事務所数の10%前後まで減少してきたが、監査の品質管理を重視する風土が定着した監査事務所とそうでない監査事務所の二極化の傾向が鮮明となっており、また、初めて品質管理レビューを受けた監査事務所限定事項付き結論になる割合が比較的高い傾向を示すことが明らかになった。

【図2】 品質管理レビューの結論ごとの監査事務所数



【図3】 監査事務所に対する品質管理レビューの結論の割合



4 品質管理委員会及び品質管理審査部会等の活動状況

品質管理委員会の下には、品質管理審査部会及びレビューチームが常設され、必要に応じて作業部会や品質管理特定事案検討部会が設置される。品質管理委員会、品質管理審査部会及び品質管理特定事案検討部会のいずれの審議においても会則第80条（利害関係者の排除）が適用され、審議事項に利害関係を有する委員は当該事案の議決に加わることができない。

(1) 品質管理委員会

当年度における品質管理委員会の主な活動内容は、次のとおりであり、その開催回数は15回であった。

- ・ 通常の品質管理レビューの対象監査事務所、フォローアップ・レビューの対象監査事務所及び再フォローアップ・レビューの対象監査事務所の決定
- ・ 品質管理レビュー報告書及び改善勧告書、監査事務所から提出された改善計画書、フォローアップ・レビュー報告書等の審査
- ・ 上場会社監査事務所登録制度における登録の可否及び措置の決定
- ・ 品質管理委員会規則、上場会社監査事務所登録細則及び上場会社監査事務所部会登録事務所規約等の変更又は改正案の検討
- ・ 品質管理レビュー手続の改正案の立案、レビューツールの改定等

(2) 品質管理審査部会

当年度において、品質管理審査部会は58回開催され、品質管理レビューの結果等及び上場会社監査事務所の登録に関する事項の審査を行い、その結果を品質管理委員会に報告した。当年度において開催された各部会の開催状況並びに審査対象事務所数は、下表のとおりである。

名 称	開催回数 (単位：回)	審査対象事務所数（単位：監査事務所）		
		通常の品質管理 レビュー	フォローアップ・ レビュー	再フォローアップ・ レビュー
品質管理審査部会	58	93	72	1
第1審査部会	(11)	(18)	(14)	(—)
第2審査部会	(11)	(17)	(15)	(—)
第3審査部会	(13)	(16)	(11)	(—)
第4審査部会	(12)	(21)	(13)	(1)
第5審査部会 ^(注)	(11)	(21)	(19)	(—)

(注) 第5審査部会では、品質管理委員会規則第6条により監査事務所から提出を受けた「品質管理実施状況の報告書」の審査を行っている。

(3) その他

上記(1)(2)のほか、作業部会として当年度は平成26年度の品質管理レビューに向けて「品質管理レビュー基準等改正作業部会」を設置し、品質管理レビュー手続及びレビューツールの見直しを行った。

なお、品質管理審査部会による報告がなされた場合において審査結果が下に掲げるものであるときに品質管理特定事案検討部会はこれを検討し、検討結果を品質管理委員会に報告することになっているが、当年度は招集が必要な審査結果が存在しなかったため、品質管理特定事案検討部会は開催されなかった。

- ・会則第128条第2項又は第128条の2第3項の規定により登録を認めないもの
- ・会則第131条第2項第三号又は第四号の措置を講ずる必要があるもの
- ・上記のほか、品質管理委員会が必要と認めるもの

5 品質管理レビューの実施状況及び実施結果

前年度末及び当年度末における、会則第122条第3項又は会則第130条第2項の規定に基づく品質管理レビューの対象となる監査事務所の総数は、下表のとおりである。

(単位：監査事務所)

	前年度末	当年度末
上場会社監査事務所	172	171
非上場会社監査事務所	66	63
合計	238	234

(1) 通常の品質管理レビュー

① 通常の品質管理レビューの実施状況

前年度及び当年度の通常の品質管理レビューを実施した監査事務所数は、下表のとおりである。当年度の合計93事務所のうち、初めて品質管理レビューを受けることとなった監査事務所は16事務所(前年度33事務所)である。その内訳は上場会社監査事務所5事務所(前年度11事務所)、非上場会社監査事務所11事務所(前年度22事務所)である。

また、非上場会社監査事務所には、一定規模以上の信用金庫等の監査のみを行っている監査事務所が9事務所(前年度16事務所)含まれており、そのうち初めて品質管理レビューを受ける非上場会社監査事務所が7事務所(前年度14事務所)含まれている。

(単位：監査事務所)

	レビュー報告書交付事務所数	
	前年度	当年度
上場会社監査事務所	61 (11)	69 (5)
非上場会社監査事務所	34 (22)	24 (11)
合計	95 (33)	93 (16)

(注) 表中()の数は、初めて品質管理レビューを受けた監査事務所の数(内数)である。

② 通常の品質管理レビューの実施結果

前年度及び当年度の通常の品質管理レビューの結論は下表のとおりである。当年度の通常の品質管理レビューにおいて「限定事項のない結論」は、85事務所(改善勧告事項のない7事務所を含む。前年度80事務所)、「限定事項付き結論」は、8事務所(前年度15事務所)であった。「限定事項付き結論」のうち、初めて品質管理レビューを受けた監査事務所は、4事務所(前年度9事務所)であった。また、前年度に引き続き、「否定的結論」及び「結論の不表明」はなかった。

なお、当年度から、いわゆる多数限定を廃止しており、前年度に多数限定が付された監査事務所数は12事務所であった。

(単位：監査事務所)

	前年度			当年度		
	限定事項のない結論	限定事項付き結論	計	限定事項のない結論	限定事項付き結論	計
上場会社監査事務所	56	5 (1)	61	64	5 (3)	69
非上場会社監査事務所	24	10 (8)	34	21	3 (1)	24
合計	80	15 (9)	95	85	8 (4)	93

(注) 表中の () の数は、初めて品質管理レビューを受けた監査事務所のうち、「限定事項付き結論」となった監査事務所の数 (内数) である。

③ 限定事項付き結論の原因となった項目

前年度及び当年度の通常の品質管理レビューにおいて、「限定事項付き結論」の原因となった限定事項の項目別件数は下表のとおりである。

(単位：監査事務所数)

限定事項	前年度			当年度		
	上場会社監査事務所	非上場会社監査事務所	計	上場会社監査事務所	非上場会社監査事務所	計
限定事項付き結論の監査事務所数 ^(注1)	5 (1)	10 (8)	15 (9)	5 (3)	3 (1)	8 (4)
うち監査事務所における品質管理に関する事項	1 (-)	2 (1)	3 (1)	1 (1)	-	1 (1)
品質管理のシステムに係る規程等の整備	-	1 (1)	1 (1)	1 (1)	-	1 (1)
監査契約の新規の締結及び更新	1 (-)	-	1 (-)	-	-	-
審査	-	2 (1)	2 (1)	-	-	-
うち監査業務における品質管理に関する事項	2 (-)	5 (4)	7 (4)	4 (2)	3 (1)	7 (3)
リスク・アプローチに基づく監査の実施	-	5 (4)	5 (4)	2 (2)	2 (1)	4 (3)
会計上の見積りの監査	2 (-)	1 (-)	3 (-)	2 (-)	2 (1)	4 (1)
関連当事者	-	-	-	1 (-)	-	1 (-)
確認	-	1 (1)	1 (1)	-	-	-
財務諸表の表示及び開示	-	-	-	1 (-)	-	1 (-)
うち監査の品質管理に多数の不備がある監査事務所 ^(注2)	3 (1)	9 (8)	12 (9)			

- (注) 1. 監査事務所に対して複数の限定事項が生じる場合があるため、表中の限定事項数の合計は「限定事項付き結論の監査事務所数」とは一致しない。
 2. 「監査の品質管理に多数の不備がある」場合の限定事項 (いわゆる多数限定) は、平成 25 年度に廃止された。
 3. 表中の () の数は、初めて品質管理レビューを受けた監査事務所のうち、「限定事項付き結論」となった監査事務所の数 (内数) である。

(2) 通常の品質管理レビューのフォローアップ

① フォローアップ・レビューの実施状況

前年度及び当年度のフォローアップ・レビューを実施した監査事務所数は、下表のとおりである。

(単位：監査事務所)

	レビュー報告書交付事務所数	
	前年度	当年度
上場会社監査事務所	60	48
非上場会社監査事務所	11	24
合計	71	72

② フォローアップ・レビューの実施結果

前年度及び当年度のフォローアップ・レビューの結果は下表のとおりである。

改善措置の実施状況が不十分な事項としては、「監査調書の整理及び管理・保存」が前年度と同様に当年度も多く、これは、監査事務所において改善措置が講じられたものの、監査調書への記載がまだ不十分な場合等があったためと考えられる。

(単位：監査事務所)

	前年度			当年度		
	改善の不十分な事項なし	改善の不十分な事項あり	計	改善の不十分な事項なし	改善の不十分な事項あり	計
上場会社監査事務所	57	3 (1)	60	45	3 (1)	48
非上場会社監査事務所	11	-	11	15	9 (7)	24
合計	68	3 (1)	71	60	12 (8)	72

(注) 表中の () の数は、前年度に初めて品質管理レビューを受けた監査事務所のうち、「改善の不十分な事項あり」となった監査事務所の数 (内数) である。

6 通常の品質管理レビューにおける改善勧告事項の概要

前年度及び当年度の品質管理レビューにおける、主な改善勧告事項の項目別件数は下表のとおりである。

(1) 前年度

(単位：監査事務所)

改善勧告事項		上場会社 監査事務所	非上場会社 監査事務所	合計 ^(注1)
監査事務所における品質管理	品質管理のシステムに係る規程等の整備	16	16	32 (34%)
	職業倫理及び独立性	21	13	34 (36%)
	契約の新規の締結及び更新	21	9	30 (32%)
	専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	7	9	16 (17%)
	審査	27	17	44 (46%)
	品質管理のシステムの監視	6	13	19 (20%)
	品質管理のシステムの文書化	4	3	7 (7%)
	監査事務所間の引継	2	2	4 (4%)
	共同監査	6	3	9 (9%)
監査業務における品質管理	リスク・アプローチに基づく監査の実施	48	26	74 (78%)
	会計上の見積りの監査	44	27	71 (75%)
	継続企業の前提	7	5	12 (13%)
	連結財務諸表作成の要否・連結特有の監査手続	4	5	9 (9%)
	関連当事者	19	11	30 (32%)
	監査役等とのコミュニケーション	16	12	28 (29%)
	確認	15	7	22 (23%)
	偶発債務及び後発事象（弁護士確認を含む。）	9	14	23 (24%)
	監査結果の取りまとめ	13	12	25 (26%)
	財務諸表の表示及び開示	26	17	43 (45%)
	経営者確認書	11	12	23 (24%)
	指示と監督及び監査調書の査閲	15	14	29 (31%)
	監査調書の整理及び管理・保存	36	23	59 (62%)
内部統制監査	34		34 (56%)	
改善勧告書交付事務所数 ^(注2)		61	34	95 (100%)
【参考】レビュー報告書交付事務所数 ^(注3)		61	34	95 (100%)

- (注) 1. 表中の％は、「レビュー報告書交付事務所数」に対する該当する事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合である。なお、「内部統制監査」の％は、上場会社監査事務所数に対する当該事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合である。
2. 監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の改善勧告事項数の合計は「改善勧告書交付事務所数」と一致しない。
3. 監査事務所に対して改善勧告事項がない場合は改善勧告書が交付されず、レビュー報告書のみが交付されるため、表中の「改善勧告書交付事務所数」と「レビュー報告書交付事務所数」とは一致しないことがある。

(2) 当年度

(単位：監査事務所)

改善勧告事項		上場会社 監査事務所	非上場会社 監査事務所	合計 ^(注1)
監査事務所における品質管理	品質管理のシステムに係る規程等の整備	7	5	12 (13%)
	職業倫理及び独立性	11	7	18 (19%)
	契約の新規の締結及び更新	3	6	9 (10%)
	専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	5	2	7 (8%)
	審査	9	8	17 (18%)
	品質管理のシステムの監視	7	11	18 (19%)
	品質管理のシステムの文書化	1	2	3 (3%)
	監査事務所間の引継	3	-	3 (3%)
	共同監査	2	-	2 (2%)
監査業務における品質管理	リスク・アプローチに基づく監査の実施	47	15	62 (67%)
	会計上の見積りの監査	36	14	50 (54%)
	継続企業の前提	3	1	4 (4%)
	連結財務諸表作成の要否・連結特有の監査手続	7	-	7 (8%)
	関連当事者	15	5	20 (22%)
	監査役等とのコミュニケーション	13	5	18 (19%)
	確認	12	3	15 (16%)
	偶発債務及び後発事象（弁護士確認を含む。）	8	1	9 (10%)
	監査結果の取りまとめ	15	6	21 (23%)
	財務諸表の表示及び開示	14	2	16 (17%)
	経営者確認書	8	3	11 (12%)
	指示と監督及び監査調書の査閲	4	4	8 (9%)
	監査調書の整理及び管理・保存	23	7	30 (32%)
内部統制監査	27	-	27 (39%)	
改善勧告書交付事務所数 ^(注2)		65	21	86 (92%)
【参考】レビュー報告書交付事務所数 ^(注3)		69	24	93 (100%)

- (注) 1. 表中の%は、「レビュー報告書交付事務所数」に対する該当する事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合である。なお、「内部統制監査」の%は、上場会社監査事務所数に対する当該事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合である。
2. 監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の改善勧告事項数の合計は「改善勧告書交付事務所数」と一致しない。
3. 監査事務所に対して改善勧告事項がない場合は改善勧告書が交付されず、レビュー報告書のみが交付されるため、表中の「改善勧告書交付事務所数」と「レビュー報告書交付事務所数」とは一致しないことがある。

7 平成24年度の品質管理委員会活動に対する 品質管理審議会からの勧告事項

品質管理委員会は、会則第137条の2第3項第一号に基づき、品質管理審議会より平成24年度の品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会が適切に運営されているかどうかについて検討・評価を受け、その結果、制度の趣旨等を踏まえて成果を挙げていることが認められたが、監査の品質管理のシステムの更なる質的向上を図るため、下記のとおり勧告を受けた。

(1) 勧告事項1

「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」の「提言」の確実な実行

当審議会の昨年6月6日付け「平成23年度品質管理委員会活動に関する勧告書」において、「(品質管理レビュー制度の)これまでの実績を総括し、公認会計士の使命であるパブリック・インタレスト(公益)の擁護の観点から今後の品質管理レビューの方向性を再検討すべき時期ではないかと考える。自主規制の要である本制度の更なる充実を図るために、外部の有識者を交えた建設的な議論の場を設けることを検討されたい」との勧告を行ったが、これに対し、協会は、役員及び品質管理委員会関係者(会員外の有識者1名を含む)による「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」を組成し、検討を行ってきた。平成25年度には上場会社監査事務所登録制度の機能強化に向けて会則・規則等の改正の論議が始まると期待している。改正案の策定に当たっては、「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」からの「提言」を具体化するとともに、資本市場関係者を含む外部からも広く意見を求めることにより、監査制度の、ひいては資本市場の社会からの信頼の一層の向上を図るよう努められたい。

(2) 勧告事項2

上場会社監査事務所登録制度に関する開示制度の充実と利便性の向上

上場申請会社及び既上場会社が監査人を選任するに当たり、協会の上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所であることが、証券取引所の上場規程等において要件とされたことから、今後、上場会社監査事務所名簿等を掲載している協会のウェブサイトの閲覧の増加が見込まれ、開示の内容が注目されることが予想される。このため、開示情報のなお一層の充実が期待される。平成24年10月1日から会則・規則等の改正に合わせ、ウェブサイトの開示内容を整備・充実させ、また、平成25年4月には、登録名簿閲覧者の利便性の一層の向上を図ってきているが、開示する情報の範囲や内容について利用者の立場に立った更なる検討が必要である。継続的に開示情報の充実と利便性の向上を図られたい。

(3) 勧告事項3

監査事務所の品質管理体制の整備に関する対応状況の確認

① 新起草方針に基づく品質管理基準委員会報告書等への対応状況の確認

平成24年4月1日以降開始した事業年度の監査から、クレンジング版報告書が全面的に適用されている。平成25年度の品質管理レビューでは、クレンジング版報告書への適用状況を確認し、当該報告書の順守に関して適切な指導を実施されたい。

また、「監査における不正リスク対応基準」が設定され、監査現場ではその対応が始まり、監査業界として適切な対応が資本市場関係者から期待されているところである。クレンジング版報告書も同基準の設定に沿った改正がなされている。個別の監査業務の品質管理レビューとしては、平成26年度からのレビュー事項となるが、平成25年度に

においても監査事務所の同基準の理解と対応状況を確認し、不十分な点があれば、同基準の内容を指導されたい。

② 指定国際会計基準(IFRS)への対応

IFRS を任意適用している上場会社は、今後、増加することが見込まれることから、IFRS を適用して連結財務諸表を開示している上場会社用のレビューツール(QCP450)の改定を適時適切に準備されたい。また、これからIFRS の適用を予定している上場会社を監査している監査事務所の参考に資することも考慮してレビューツールを改定し、公表されたい。

③ 報酬依存度のセーフガードへの適用状況の確認

「独立性に関する指針」では、監査事務所の報酬に関して、大会社等である依頼人に対する報酬の依存度が2期連続して15%を超えている場合、監査事務所が妥当と判断したセーフガードの適用を求めている。平成25年度の品質管理レビューでは、セーフガードが必要な監査事務所については当該セーフガードの適用状況を確認し、不十分な点があれば、適切な指導を実施されたい。

品質管理委員会は、平成25年度の品質管理レビューに当たり重点的实施項目として、以下の内容を挙げている。従来は、品質管理レビューに関しての全体的な方針等を重点的实施項目としていたが、平成25年度は監査事務所における品質管理のシステムの構成の内、特定の部分及び特定の監査手続等を挙げて、個別・具体的な項目を示した。以下に示した項目は、品質管理レビューの往査時において必ず確認し、必要に応じて指導し、周知を図るものである。なお、当該事項に不備があった場合に、それを以て特に加重し、改善勧告事項等とするというものではない。

また、平成25年度から報酬依存度のセーフガードの適用が始まり、上記の趣旨から特に「(3) 報酬依存度のセーフガードの適用状況」を加えている。

(1) 監査事務所としての不正リスク対応基準への対応状況 (不正リスクに対応した監査事務所における品質管理)

平成25年3月26日に「監査における不正リスク対応基準」が公表され、平成26年3月決算に係る財務諸表の監査から実施されることとなった。この内、不正リスクに対応した監査事務所の品質管理については、平成25年10月1日から実施されるが、基準の適用初年度という点を考慮し、指導性の観点から採り上げる。「監査における不正リスク対応基準」で挙げられているものは下記の10項目である。

- ① 不正リスクに対応した品質管理
- ② 監査契約の新規の締結及び更新における不正リスクの考慮
- ③ 不正に関する教育・訓練
- ④ 不正リスクに対応した監督及び査閲
- ⑤ 不正リスクに関連して監査事務所内外からもたらされる情報への対処
- ⑥ 不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合等の専門的な見解の問合せ
- ⑦ 不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合の審査
- ⑧ 監査事務所内における監査実施の責任者の間の引継
- ⑨ 監査事務所間の引継
- ⑩ 不正リスクへの対応状況の定期的な検証

(2) 個別業務におけるクラリティ版報告書への対応状況

平成24年4月1日以後開始する事業年度の監査からクラリティ版報告書が適用され、平成25年度の品質管理レビューでは、その対応状況を確認することになる。

平成25年2月19日付けの当協会会長の通知「後任監査人へのレビューの早期実施」において採り上げられているように、監査人交代について、後任監査人の品質管理のシステムの確認が、監査の信頼性の観点から求められている。また、近時、子会社の不正会計事例が多くみられるところから、グループ監査チームとして構成単位の監査人の品質管理のシステムを適切に評価し対応を行ったかの確認が求められている。

このため、クラリティ版報告書の内、初年度監査の期首残高(監基報510)、グループ監査(監基報600)、及び監査人の交代(監基報900)の内の該当する要求事項への対応状況を重点的实施項目として採り上げる。

なお、平成25年版レビューツール(QCP400)は、クラリティ版報告書に依っているので、このレビューツールを用いて確認を行う。QCP400の該当部分は、「4監査業務の引継」、「5初年度監査の期首残高の検討」、及び「『6監査の基本的な方針』及び「14重要な虚偽表示リスクの識別、評価及びリスク対応」の内の該当箇所」となる。

(3) 報酬依存度のセーフガードの適用状況

平成23年4月1日以後開始する事業年度から「独立性に関する指針」第1部第222項(報酬依存度-依頼人が大会社等の場合)の規定が適用され、適用日以降2期連続して、大会社等である依頼人に対する報酬依存度が15%を超える場合には、次のいずれかのセーフガードを適用することが求められている。

- ・ 監査意見表明前のレビュー
 - ① 会計事務所等の構成員でない会員による監査業務にかかる審査
- ・ 監査意見表明後のレビュー
 - ② 会計事務所等の構成員でない会員による監査業務の定期的な検証
 - ③ 当協会によるレビュー

平成25年度の品質管理レビューでは、以下の点を確認している。

- ・ 上記①、②、又は③のいずれのセーフガードが妥当であるかの検討状況
- ・ セーフガードの適用に先立ち、依頼人の監査役等に対して、報酬依存度が15%を超えている旨及び妥当と判断したセーフガードを報告し協議しているか
- ・ 報酬依存度が15%を大幅に超えた場合には、監査意見表明後のレビューで独立性を阻害する要因の重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減することができるかどうか、また、監査意見表明前のレビューが必要かどうかの判断が求められるが、そのような場合における、それらの判断の内容

9 品質管理実施状況の報告

品質管理実施状況の報告は、会則第122条第3項で定める者と監査契約を締結している監査事務所が、「品質管理実施状況の報告書」の様式により、報告する年の前年10月1日から報告する年の9月30日までの期間に係る品質管理の状況を、12月31日までに品質管理委員会に報告するものである（品質管理委員会規則第6条）。

当年度に「品質管理実施状況の報告書」を提出すべき監査事務所は、平成26年度に初めて品質管理レビューを受けることが想定された11事務所（再度レビュー対象事務所となった3事務所を含む。）であった。これを、上場会社監査事務所又は非上場会社監査事務所、及び「品質管理実施状況の報告書」の提出実績で区分してまとめると、下表のとおりである。

品質管理委員会では、「品質管理実施状況の報告書」の提出に併せて、その添付資料として平成25年度からは、従来の「品質管理のシステムの整備及び運用状況に関する質問書」に変え「品質管理のシステムに関する質問書（QCQ300）」への回答を監査事務所に求め、当該回答内容の分析・検討を実施するとともに、「品質管理実施状況の報告」の内容について審査し承認した。

（単位：監査事務所）

	過年度に「品質管理実施状況の報告書」を提出している監査事務所	今年度初めて「品質管理実施状況の報告書」を提出した監査事務所	計
上場会社監査事務所 （本登録審査中の事務所）	1（－）	2（2）	3（2）
非上場会社監査事務所	2（7）	6（4）	8（11）
合計	3（7）	8（6）	11（13）

（注）表中の（ ）の数は、前年度の監査事務所数である。

10 品質管理レビューに係るその他の活動状況

フォローアップ・レビューの対象となる監査事務所のうち、通常の品質管理レビューにおいて改善勧告事項が多かった監査事務所等を対象として、必要に応じて監査事務所へ赴き、改善措置の実施状況を確認した。

また、平成26年度に初めて品質管理レビューを受ける予定の監査事務所を対象にして、当年度に品質管理レビューに関する個別相談会を開催した。

11 品質管理レビュー手続の改正

(1) 改善勧告事項及び限定事項等の見直し

① 改善勧告事項とする発見事項の水準の見直し

発見事項のうち、重要な準拠違反が発生している懸念があるものを改善勧告事項とすることとした(改正483項、改正485項、改正487項)。また、発見事項のうち改善勧告事項としなかったものは、監査事務所に自主的な改善を注意喚起し、改善勧告書とは別の書面で、その内容を監査事務所に伝え適切な対応を促すこととした(新設489-2項)。

② 限定事項の判定の見直し

「限定事項の例示」(旧391項)を「限定事項となる要因」(改正391項)と「限定事項付き結論になる考え方」の二つの項に分けて整理し、監査事務所の品質管理のシステム全体の問題である場合に限定事項とすることを明確にした(改正391-2項)。なお、限定事項付き結論の要件(390項)に変更はない。

また、限定事項となる要因について次の見直しを行った。

- ・限定事項となる要因の記述に、クラリティ版報告書を反映した(改正391項①～⑤)。
- ・リスクアプローチに基づく監査計画の策定状況が一定の水準に達していないということを限定事項となる要因の例示としないこととした(旧391項⑤(i))。
- ・財務諸表監査における総括的な目的(監基報200)を反映した限定事項となる要因を追加した(新設391項⑥)。
- ・限定事項になる判断過程を記述した(改正391-2項、改正394項)。

③ 多数限定の廃止

上記②の限定事項の判定の見直しに伴い、いわゆる多数限定を廃止した(旧391-2項)。

④ 改善勧告書の記載区分の見直し

改善勧告書において、改善勧告事項を「限定事項」と「その他の改善勧告事項」の2項目で分類しないこととした(改正508項)。

(2) 提出を要請する資料の提出時期等

往査対象とする従たる事務所及びレビュー対象とする監査業務の監査事務所への通知は、適切な時期に行うということを明確にした(改正168項、改正526項)。これに伴い、監査事務所に対して要請する、品質管理のシステムに関する質問書(QCQ300)及び監査業務プロフィール(QCQ400)等の品質管理レビューに使用する資料の提出期限を原則として現場作業の開始予定日の4週間前から3週間前とした(改正142項、改正169項、改正525項)。

(3) 改善計画書受理通知書の審査

改善計画書受理通知書の審査については原則として品質管理委員会に求めないこととし、改善計画書受理通知書に追加的な記載がある場合には、審査を求めなければならないこととした(改正366項、改正373項～377項、付録Ⅲ)。

(4) 公認会計士・監査審査会の検査結果後の対応についての 報告徴収命令に係る報告書の写しの利用等

- ① 品質管理委員会規則第7条第2項に基づき監査事務所から委員会に提出された検査結果後の対応についての報告徴収命令に係る報告書の写しを、品質管理レビューの実施に際して参考資料として利用することとした(改正166項)。また、監査業務に係るリスクの程度を判断するための検討事項の例示の一つとした(改正248項^⑨)。
- ② 品質管理委員会規則第7条第1項及び第2項の規定により監査事務所から委員会に提出された検査結果通知の写し及び検査結果後の対応についての報告徴収命令に係る報告書の写しについての保存期間は、特に保存が必要であると認められる特別な事情がない限り、3年間とし、廃棄に当たっては、委員会の承認を要することとした(新設131-2項)。

(5) その他

- ① クラリティ版報告書の定義・用語を反映した。
- ② 平成25年4月19日付けで公表された会長声明「適切な監査時間及び監査報酬について」を踏まえて、監査業務に係るリスクの程度を判断するための検討事項の例示のうち、監査時間数及び監査日数の表現を見直すとともに、監査報酬額が著しく少ない監査業務を例示に加えた(改正248項^⑩、^⑪)。
- ③ 品質管理レビューの実施間隔を短縮する事由から、多数限定の文言を削除した(改正97項^①)。
- ④ 品質管理委員会規則第5条の2において、品質管理レビュー報告書等を原則として第三者に開示してはならないとしたことを踏まえて、表現を見直した(改正519項)。



上場会社監査 事務所の登録 について

資料2

1 上場会社監査事務所部会について

当協会は、社会的影響のある上場会社を監査する監査事務所の品質管理体制を強化し、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、平成19年4月から上場会社監査事務所登録制度を導入し、品質管理委員会の下に上場会社監査事務所部会を設置している。

上場会社監査事務所部会では、品質管理審査部会の審査結果の報告(承認申請)に基づいて、上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否案及び同部会の登録事務所に対する措置案を審議し、その結果を会長に報告する。当該報告を受けた会長は、監査事務所に対し、登録の可否及び措置の結果の通知を行うとともに、当該通知を行った旨を品質管理委員会に報告する。報告を受けた品質管理委員会は、上場会社監査事務所部会の名簿にその結果を反映する。

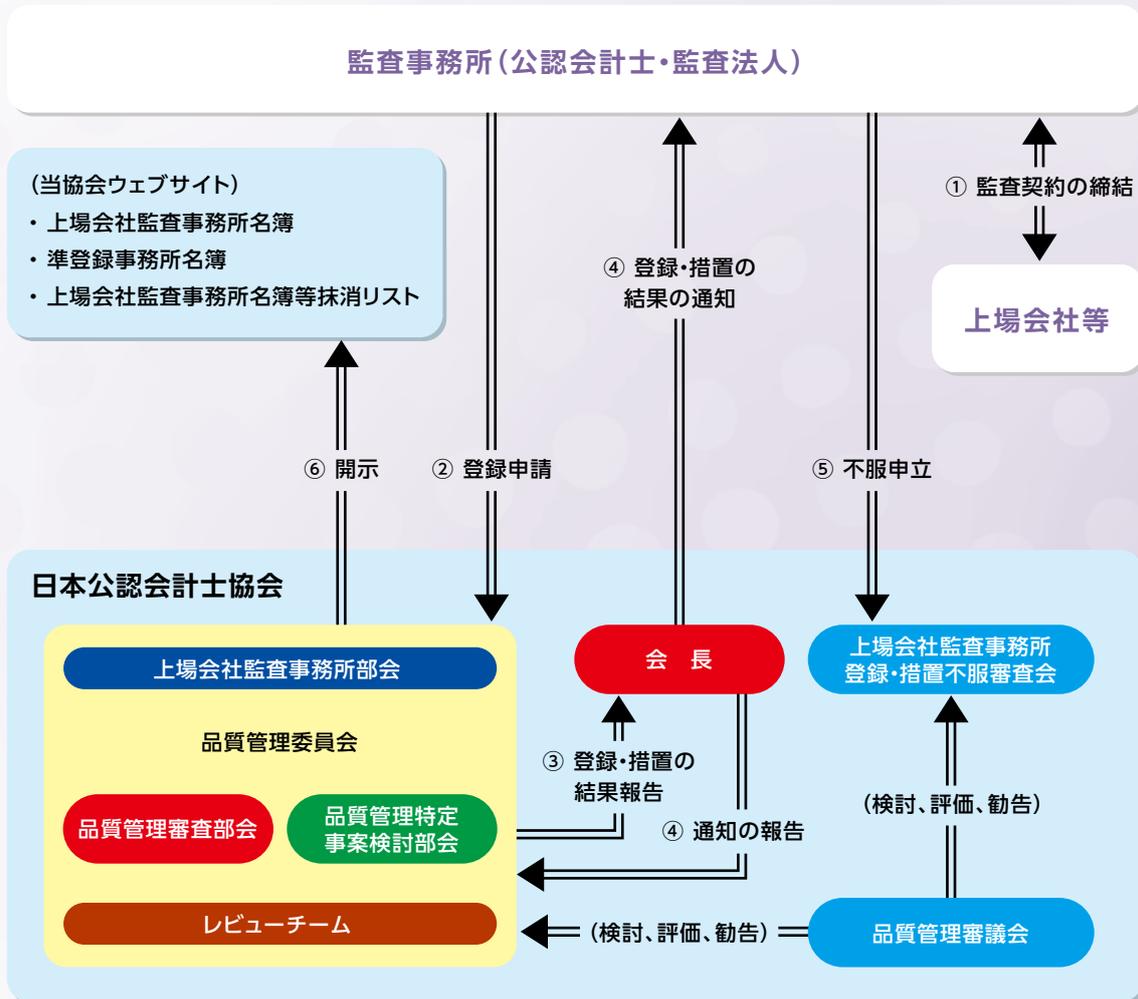
なお、品質管理審査部会が上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定、三号措置又は四号措置の決定等を報告した場合には、品質管理特定事案検討部会でこれを検討し、検討結果を品質管理委員会に報告する。また、監査事務所は品質管理委員会の当該決定に不同意の場合には、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができる。

同不服審査会は、会員3名及び会員外の有識者2名で組織されており、審査の結果、不服を認めるときは、品質管理委員会に再審査を要請し、品質管理委員会は再審査の結論を会長に報告する。審査の結果、同不服審査会が不服を認めないときは、当該不服申立を棄却する旨を会長に報告する。この報告を受けた会長は、監査事務所に対し、その旨を通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告する。報告を受けた品質管理委員会は、報告の結果に基づき、上場会社監査事務所部会の名簿に反映する。

現在、各証券取引所の有価証券上場規程等では、新規の上場に際しての監査人は上場会社監査事務所名簿へ登録された監査事務所又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所の内、品質管理レビューを受けた監査事務所であればならず、既存の上場会社については上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所であればならない、とされている。

なお、上場会社監査事務所登録制度の流れを次頁の【図】上場会社監査事務所登録制度に示している。

【図】 上場会社監査事務所登録制度



- (注) ①②登録申請(会則第128条、第128条の2)
 例えば、新たに上場会社と監査契約を締結した場合、上場会社監査事務所名簿への登録の申請をしなければならない。
- ③登録・措置の結果報告(会則第134条第1項)
 品質管理委員会は登録の可否、措置内容等を会長に報告する。
- ④登録・措置の結果の通知(会則第134条第2項)
 会長は報告を受けた場合はその旨を事務所に通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告しなければならない。
- ⑤不服申立(会則第135条)
 決定に不服があるときは上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができる。
- ⑥開示(会則第127条第2項)
 上場会社監査事務所部会に、名簿を備え開示する。

2

上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録状況

平成25年4月12日から平成26年4月22日の品質管理委員会における決定までの上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録の増減の状況は、以下のとおりである。

- (1) 「本登録事務所」(下表A)の増加3事務所は、当年度の品質管理レビューの結果に基づき品質管理委員会が新たに本登録事務所として登録を認めた監査事務所である。また、減少8事務所のうち、4事務所は上場会社との監査契約がなくなった監査事務所であり、4事務所は解散及び合併等により消滅した監査事務所である。
- (2) 「本登録審査中の事務所」(下表B)の増加10事務所は、主に新たに上場会社と監査契約を締結した監査事務所である。また、減少8事務所のうち、3事務所は当年度の品質管理レビューの結果に基づき、品質管理委員会が本登録事務所として登録を認めた監査事務所であり、5事務所は上場会社との監査契約がなくなった監査事務所である。
- (3) 「上場会社と契約予定の事務所」(下表C)の増加11事務所は、上場会社と監査契約を締結する予定がある監査事務所である。また、減少10事務所は、主に新たに上場会社と契約を締結し本登録審査中の事務所となった監査事務所である。
- (4) 「品質管理レビュー実施済の事務所」(下表D)の増加1事務所は、上場会社と同等と認められる会社の監査を行っており、当年度の品質管理レビューの結果に基づき、品質管理委員会が新たに品質管理レビュー実施済の事務所として登録を認めた監査事務所である。
- (5) 「上場会社監査事務所名簿等抹消リスト」では、平成25年4月12日現在において記載された監査事務所について開示を取り止め、平成26年4月22日現在において記載されている監査事務所はなかった。

(単位：監査事務所)

	平成 25 年 4 月 12 日	増 加	減 少	平成 26 年 4 月 22 日
上場会社監査事務所 (A + B)	1 7 2	1 3	1 6	1 6 9
上場会社監査事務所名簿(本登録事務所) (A)	1 6 5	3	8	1 6 0
準登録事務所名簿 (B + C + D)	1 1	2 2	1 8	1 5
本登録審査中の事務所 (B)	(7)	(1 0)	(8)	(9)
上場会社と契約予定の事務所 (C)	(1)	(1 1)	(1 0)	(2)
品質管理レビュー実施済の事務所 (D)	(3)	(1)	(-)	(4)
上場会社監査事務所名簿等抹消リスト	1	-	1	-

品質管理 レビュー制度の あり方見直しに ついての提言

平成 25 年 5 月 23 日
品質管理レビューのあり方見直し
プロジェクトチーム

資料 3

1 はじめに

(1) 品質管理レビュー制度の経緯

日本公認会計士協会(以下「協会」という。)は、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的に、平成11年に品質管理レビュー制度の運用を開始した。当初の制度では上場会社の監査事務所のみをレビューの対象としていたが、平成15年には公認会計士法上の大会社等の監査事務所まで対象を拡大し、現在では一定規模以上の信用金庫等の監査事務所をその対象に加えている。

平成19年には上場会社監査事務所登録制度の運用を開始し、上場会社監査事務所部会を品質管理委員会に置き、この部会の登録に当たっては、品質管理レビューの結果に基づき審査を行うことにより、上場会社監査事務所に対して一定水準の監査の品質管理を求めた。そして、部会登録後も監査の品質管理の状況等が不十分な場合には、協会は当該監査事務所に対して改善に向けての指導や措置を講じるなど、登録監査事務所の品質管理の維持・向上に努めている。

また、品質管理レビューを受けた監査事務所の品質管理の改善状況について、当初は文書の提出を求めているが、上場会社監査事務所登録制度の運用開始に伴い、上場会社監査事務所については、レビューアが監査事務所へ赴き確認することとした(フォローアップ・レビュー)。なお、現在ではフォローアップ・レビューの対象を全てのレビュー対象監査事務所にまで拡大するなど、より広範囲の監査事務所の品質管理の維持・向上に努めている。

さらに、平成24年には一般に公表されている上場会社監査事務所名簿等を大幅に見直し、その記載内容を拡充するなど、利用者にとって有用な情報の提供に努めてきた。

(2) 外部環境の変化

監査の品質管理を取り巻く環境は大きく変化しており、平成15年の公認会計士法(以下「法」という。)の改正では、法第46条の9の2において、協会は会員の法第2条第1項の業務の運営の状況の調査を行い、定期的に又は必要に応じて、その調査の結果を公認会計士・監査審査会に報告するものとされた。また、公認会計士・監査審査会は、当該報告に基づく審査を実施し、協会の品質管理レビューを受けた監査事務所に対して必要に応じて検査を実施している。

また、平成17年には監査の品質管理に関連する非違事例が発生したことに対応し、企業会計審議会において公認会計士による監査の品質の向上を図ることを目的とした検討が行われ、同年「監査に関する品質管理基準の設定に係る意見書」が公表された。協会はこの意見書の公表を受けて、それまで監査の品質管理に関する実務指針であった監査基準委員会報告書第12号「監査の品質管理」を廃止し、その代わりに、監査事務所における品質管理に関する実務上の指針として、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」を取りまとめるとともに、個々の監査業務における品質管理に関する実務上の指針として、監査基準委員会報告書第32号「監査業務における品質管理」を取りまとめ、平成18年に公表した。なお、これらの指針は、平成23年に、監査基準委員会報告書の作成に係る新起草方針に基づき再度改正されている。

さらに、平成23年の東京証券取引所の有価証券上場規程の改正をはじめとして、各証券取引所では上場規程等が改正され、上場会社を監査する監査事務所に一定の制限が設けられている。すなわち、新規の株式公開会社については、上場会社監査事務所名簿に登録している監査事務所又は準登録事務所名簿に登録している監査事務所のうち品質管理レビューを受けた監査事務所による監査を義務づけ、既存の上場会社についても、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録している監査事務所による監査を義務づけてい

る。これらの改正は資本市場の信頼性確保のために行われたものであり、品質管理レビュー制度に対する社会からの期待が一層大きくなっていることの証左であるといえる。

(3) プロジェクトチームによる見直しの検討

以上の状況を踏まえ、品質管理レビュー制度の現状と問題点を認識したうえで見直しに関する提言を行うために、「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)」を平成24年10月に設置し、8回の会議における検討を経て、ここに提言を行うものである。

プロジェクトチームは、これまでの品質管理レビューの制度運営を総括し、今後の制度見直しの参考に資するため、監査事務所の品質管理責任者に対しアンケートを実施した。このアンケートの回答者の9割以上が「レビューを受けた結果、監査の品質管理の問題点及び必要な改善点が明らかになったのみならず、監査の品質管理のシステムの整備・運用が向上した」と回答している。このように、現状の品質管理レビュー制度は監査事務所から肯定的な評価を得ているものと判断されるが、同時に、その他有用と思われる意見も多数寄せられた。プロジェクトチームでは、このアンケートの結果も踏まえ、品質管理レビュー制度のあり方見直しについての提言に向けての検討を行った。

2 品質管理レビューの性格

品質管理レビュー制度は、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、「指導的又は教育的性格」を有するものとして平成11年に運用が開始された。その後、制度としての定着を踏まえて、平成17年に会則を改正し「教育的」の文言を削除し、「指導的性格」を有するものとして現在に至るまで運用が行われている。

また、品質管理レビュー制度の開始から現在に至るまで、会則上では、品質管理レビューは摘発又は懲戒を目的とするものと解してはならないと規定している一方で、制度の運用においては、品質管理レビューを通じて監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合には、その旨を会長に報告することになっており、また、上場会社監査事務所登録制度においては、品質管理レビューの結果に応じて登録の可否及び措置を決定するなど、品質管理レビューには監督機能も含まれている。

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の導入により、監査事務所全体としては品質管理の質的水準の維持・向上が図られているところであるが、一方で適切な水準に達していない監査事務所も見受けられる。よって、このような監査事務所において監査の品質管理が改善されないのであれば、監査業界全体に対する社会的信頼が損なわれる原因となりかねない。

品質管理レビューは、摘発又は懲戒を直接的な目的として実施するものではないが、監査業務に対する社会的信頼を維持、確保するためには、品質管理の質的水準が十分でない監査事務所に対しては、品質管理レビューを通じて一層の指導及び監督を行い、場合によっては懲戒処分の対象とする必要がある。

以上のことを踏まえ、品質管理レビューの性格を「指導的性格」から「指導及び監督」とすることを提言する。

3 品質管理レビューの対象監査事務所及び対象監査業務

(1) 現状

公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等は、利害関係者が多く、また社会的影響が大きいことから、これらの者と監査契約を締結している監査事務所が、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」等に基づいて品質管理のシステムを整備・運用しているかどうかについて、品質管理委員会（レビューチーム）が、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続に基づき確認している。

(2) 問題点

法第46条の9の2第1項では、「協会は、会員の法第2条第1項の業務の運営の状況の調査を行うものとする」とされ、会則第2条では、「本会は、公認会計士法第2条第1項の業務その他の公認会計士業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする」としており、いずれも法第2条第1項のすべての業務を対象としている。その一方で、現状の品質管理レビュー制度では、品質管理レビューの対象となる監査事務所及び監査業務を、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等に限定しているため、制度上、品質管理委員会は対象外の監査事務所及び監査業務における品質管理の状況を確認することができない。

(3) 提言

現行の品質管理レビュー制度が、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等に係る監査業務を行っている監査事務所を対象としているのは、これらの監査業務の品質を維持、確保することが社会的に特に重要であるためである。したがって、協会の限られたリソースの中での品質管理レビューの実効性に鑑みれば、これらの監査業務、特に上場会社に係る監査業務を引き続き品質管理レビュー制度の中核としなければならない。

加えて、現行の品質管理レビューの対象外の法第2条第1項業務、及び現行の品質管理レビューの対象外の法第2条第1項業務を行っている監査事務所についても、法及び会則の趣旨を踏まえて、品質管理レビューの対象とすることを提言する。

ただし、現行の品質管理レビュー対象外の監査事務所が行う監査業務は、一般的には社会的な影響も小さく、利害関係者も少ないので、現行の品質管理レビュー対象の監査事務所と同様の頻度や内容の品質管理レビューを一律に行う必要性は低いと考える。このため、例えば、これらの監査事務所が行う特定の監査業務に社会的な関心が寄せられた場合に、当該監査事務所に対して文書等で品質管理の実施状況を確認すること、及び必要な場合には、次に述べる「4.機動的な品質管理レビュー」により、当該監査事務所へ赴き品質管理のシステムの整備・運用状況を確認することなどが考えられる。

4 機動的な品質管理レビュー

(1) 現状

品質管理委員会は、品質管理レビューの対象となる監査事務所に対して、原則として、少なくとも3年に一度の頻度で品質管理レビューを実施している。ただし、前回の品質管理レビューから3年を経過しない場合でも、例えば、監査事務所の監査に関する品質管理の状況を緊急に確認するために品質管理レビューを実施する必要があると認めるときなどは、実施間隔を短縮して品質管理レビューを実施している。

また、監査業務審査会がその調査する案件に関し、監査事務所の品質管理体制に重大な問題があると認められる事項を発見した場合は、会則第139条第3項に基づいて、その旨を会長に報告し、当該報告を受けた会長が品質管理委員会に対し、会則第122条第1項に準じたレビューの実施を指示した場合には、品質管理委員会は、品質管理レビューを実施することとしている。

(2) 問題点

例えば、監査事務所の交代があった場合に、後任の監査事務所が交代時から短期間で監査報告書を発行するなど、監査の実施に当たって、監査事務所の適切な品質管理が行われていたかどうかについて外観的な懸念が生じている場合がある。このような場合などでは、当該後任の監査事務所の品質管理の状況を確認するために、速やかに品質管理レビューを実施することが社会から期待されている。

しかしながら、品質管理委員会が監査事務所の監査に関する品質管理の状況を緊急に確認する必要があると判断した場合であっても、現行の品質管理レビューでは、レビュー実施前の準備、レビュー実施後の審査等、多くの定められた手続を踏まなければならないため相当程度の時間を要することとなり、レビュー実施の適時性を欠いている。

また、会長から品質管理レビューに準じたレビューを実施するよう指示を受けた場合には、品質管理レビューの範囲を特定して監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況を確認することができるが、会長からの指示は、監査業務審査会の調査の後となるため、この場合もレビュー実施の適時性を欠いている。

(3) 提言

品質管理委員会が監査事務所の監査に関する品質管理の状況を緊急に確認する必要があると判断した場合は、レビューの時期、レビューの範囲、レビューの方法等に関して、機動性を重視した対応を行うことができる制度を新たに設けることを提言する。また、確認の方法としては、品質管理レビューの範囲を特定して実施することなどにより、速やかに監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況を確認できるようにすることが考えられる。

なお、品質管理レビューの範囲を特定して実施する方法の手続については、制度上実行可能な方法を別途検討し、明確にする必要がある。

5 品質管理レビューの実効性の向上

(1) 現状

品質管理レビューには公平性が求められるため、品質管理委員会は詳細なレビュー手続及びレビューツールを定めており、レビューアーは当該手続に従って品質管理レビューを実施している。

また、品質管理レビューは指導的性格を有するものとの考え方から、品質管理基準委員会報告書や監査基準委員会報告書に記載されている要求事項等の遵守状況について広範かつ詳細に確認し、監査事務所に対して指摘及び改善の勧告を行っている。

なお、品質管理レビューにおいて、品質管理のシステムの整備・運用状況の問題を発見した場合で、それが原因となって監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している懸念があると判断した場合には、当該事項を改善勧告書に記載している。

(2) 問題点

第1の問題点として、品質管理レビューは指導性を重視していることから、改善勧告書に記載されている改善勧告事項の内容は広範囲に亘っているが、当該記載事項の中には監査の品質管理に関して重要度がそれほど高くない事項も含まれており、また、監査事務所においても、改善勧告書に記載された事項を表面的に捉え、重要度の高低に基づいた適切な対応が講じられていないケースも見受けられる。

第2の問題点として、事前に設定された実施期間の制約のなかで、詳細な手続を実施しなければならない状況から、とすればレビューが形式的なチェックになっているのではないかとの意見もある。

第3の問題点として、①品質管理レビューにおける現場作業を開始する月の前月末をもって終了する1年間をレビュー対象期間とし、その1年間に発行された監査報告書に係る監査業務を対象としていること、及び、②個々の監査業務における品質管理のレビューを実施するに当たり、監査事務所から事前に「監査業務プロフィール(QCQ400)」等入手することから、監査事務所に対して対象となる監査業務を事前に通知しており、その結果、当該監査事務所は選定された監査業務の品質管理のみに注力し、その他の監査業務の品質管理を疎かにしているのではないかと疑われるケースがある。

第4の問題点として、品質管理レビューを実施するに当たり監査事務所に対して、QCQ400の他相当の分量となる書類の提出を求めており、さらに上場会社監査事務所部会に登録している監査事務所に対しては、登録監査事務所概要書その他の書類の提出や提出書類に係る定期・変更報告を求めていることから、監査事務所に相当程度の負担を強いている。

(3) 提言

第1の問題点に対しては、改善勧告書に記載する改善勧告事項を見直し、監査の品質管理のシステムの整備・運用状況に相当の疑念を生じさせる事項、及びその他の監査の品質管理のシステムの整備・運用状況にかかわる重要な事項については改善勧告書に記載し、当該事項の原因となる監査事務所の品質管理体制上の問題点が改善されるよう促すことを提言する。一方、それ以外の監査の品質管理の状況にかかわる事項については、改善勧告書への記載とは異なる方法で注意喚起を促すなど、発見事項の重要度の高低に基づき「限定事項」、「改善勧告事項」及び「注意喚起事項」の3区分とすることにより、監査事務所が重要度の高低に基づき適切な対応を講じることができる制度とすることを提言する。したがって、重要度の低いものも含めて多数の不備の事実が存在することをもって一個の限定事項とする、現行のいわゆる多数限定は廃止することを提言する。ま

た、「改善勧告事項」が改善されない場合には、そのことをもって「限定事項」とすべきかどうかの検討を行なうことを提言する。

第2の問題点に対しては、①レビュー実施期間を画一的に設定することなく、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に応じて、実施期間の短縮・延長を行い、必要な手続を実施すること、②監査の品質管理に当たって、特に、重要な項目及び社会的な関心が寄せられている項目については、年次レビュー計画策定時又は必要に応じて年度中に重点的实施項目として明確にし、レビュー対象監査事務所を横断的に確認すること、③各監査事務所において品質管理レビューを実施する際には、全ての範囲を網羅的に確認するのではなく、これまで以上に品質管理レビューにおけるリスク・アプローチを強化し、より重要度の高い項目に焦点を当てること、及び④改善状況の確認に当たっては、監査事務所が改善措置を講じた時に、速やかにその実施状況を文書で提出することを求め、一方、フォローアップ・レビューについては重要度の高低に基づき実施するなど、効率的かつ効果的に品質管理レビューを行うことを提言する。

第3の問題点に対しては、①レビュー対象期間を、品質管理レビューの実施前の1年間に限定せず、必要な場合には過年度に遡って確認できるようにすること、及び②品質管理レビューの対象となる監査業務の通知からレビュー実施までの期間を可能な限り短縮することを提言する。

第4の問題点に対しては、監査事務所に提出を求める書類等は最低限必要なものに留め、協会の他の部署で入手している情報については、可能な限りそれらの情報を利用するなど、監査事務所の負担を軽減する方策をとることを提言する。

6 品質管理レビューの結論及び上場会社監査事務所部会の措置

(1) 現状

品質管理委員会が、品質管理レビューの結果の通知として監査事務所に交付している品質管理レビュー報告書の結論には、「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」及び「否定的結論」の3種類があり、さらに、特定の場合には結論を表明しないこともある。

また、品質管理レビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合又は監査事務所の会則・規則等への準拠性に重大な疑念が生じた場合には、その旨を会長に報告している。

さらに、品質管理レビューを通じて、上場会社監査事務所部会に登録している監査事務所の監査の品質管理の状況等に相当な疑念が生じた場合は、監査の品質管理の状況の整備等を促すために、会則第131条に基づき措置を講じることとしている。この措置には「注意」（「一号措置」）、「本会が行う継続的専門研修の履修指示」（「二号措置」）、「品質管理レビューによる限定事項等の概要の開示」（「三号措置」）及び「上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消し」（「四号措置」）の4種類がある。

これらの措置のうち、「三号措置」又は「四号措置」のいずれかの措置を講じた場合には、協会ウェブサイトの上場会社監査事務所名簿等において開示している。

これらの措置は、品質管理レビュー報告書の結論の種類、会長報告の有無、及び品質管理レビューにおいて改善を勧告した事項に対する監査事務所での改善状況の3つの要因によって決定されている。

監査事務所から上場会社監査事務所部会に新たに登録申請があり、準登録事務所となった場合には、準登録事務所として名簿に記載される期間について、当該監査事務所の社員等の過去5年間の上場会社の監査の状況を開示するなど、監査事務所の社員等の情報開示の強化を図っている。ただし、社員等に対して登録の申請制限は設けていない。

なお、品質管理レビューにおいて改善を勧告された事項を監査事務所が改善しなくとも、そのことをもって協会が懲戒を行うことはない。また、上場会社監査事務所部会に登録している監査事務所以外の監査事務所にあつては、品質管理の状況に関する情報が協会から開示されることはない。

(2) 問題点

第1の問題点として、品質管理レビュー報告書の結論と上場会社監査事務所登録制度の措置は実質的には一体化して運用されているが、外観的にはこれらの制度が並行しているように映り、また、会則・規則等が詳細であるため、監査事務所においても両者の関係を容易に理解することが難しいという点がある。また、上場会社監査事務所名簿等では、品質管理レビュー報告書の結論は公表しておらず、「三号措置」又は「四号措置」を講じた場合のみ、監査事務所の品質管理の状況に関する情報を公表しているが、「三号措置」又は「四号措置」を講じる場合の判断基準が複雑であるため、措置の開示が何を意味しているのか、名簿利用者に正確に伝達されていないという問題点がある。

第2の問題点として、品質管理レビュー制度では、監査事務所を対象として品質管理レビューを実施しているため、「四号措置」を講じた場合には、当該監査事務所を上場会社監査事務所名簿から抹消し、上場会社監査事務所名簿等抹消リストに記載するが、「四号措置」の原因となった業務を担当していた会員には、新たに監査法人を設立することなどにより、再度、上場会社監査事務所部会への登録を申請することが可能となる途が残っており、「四号措置」の効果が実質的に得られていない事態も生じている。

第3の問題点として、品質管理レビューにおいて改善を勧告された事項を監査事務所が改善しなくとも、懲戒処分の対象とされないこと、及び上場会社監査事務所部に登録している監査事務所以外の監査事務所について、品質管理の状況に関する情報が協会から開示されないことは、品質が十分でない監査業務が長期に渡って改善されない事態も予想され、自主規制機関として看過できるものではない。

(3) 提言

第1の問題点に対しては、監査事務所の監査の品質管理の状況等に相当な疑念が生じた場合は、監査の品質管理の状況の整備等を促すために「一号措置」から「四号措置」までの措置を講じるという、現行の措置制度を廃止し、監査事務所の監査の品質管理の状況に応じて、上場会社監査事務所名簿における「開示」及び上場会社監査事務所名簿からの「抹消」を行うことを提言する。例えば、「限定事項」の改善が認められずに再指摘事項となった場合には「開示」とし、その後のレビューにおいても改善が確認されない場合、及び品質管理の整備及び運用に重要な不備があり、監査意見に重大な懸念を生じさせる可能性が高い場合には「抹消」とすることが考えられる。また、「品質管理レビュー報告書の結論」については、結論が監査事務所の品質管理の状況を適切に表わすものとなるように、「限定事項」の判断に当たっては、品質管理レビューにおいて発見された個々の事実に基づくのではなく、その発生原因となる監査事務所の品質管理の問題に焦点を当てて判断することを明確化することを提言する。

第2の問題点に対しては、上場会社監査事務所登録制度における監査事務所の登録時の申請書類の内容の見直し、及び誓約書における記載項目の見直し等を行い、制度の一層の充実・強化を図ることを提言する。例えば、監査事務所の登録が抹消された場合は、その原因となった監査業務の業務執行社員等の当事者であった会員については、再登録の申請を一定期間行わない旨を、事前に入手する誓約書の記載項目とすることなど、当該会員が直ちに上場会社の監査を行うことについて一定の制約を設けることが考えられる。

第3の問題点に対しては、「5.品質管理レビューの実効性の向上(3)提言」において記載した「限定事項」及び「改善勧告事項」を監査事務所が改善しない場合は、会則第50条第1項第四号に定める、「会員及び準会員が第70条の規定による報告をしないとき、質問に回答しないとき、又は勧告若しくは指示に従わないとき」に該当する旨を「懲戒処分の量定に関するガイドライン」において明記し、懲戒処分の対象とすることを提言する。

7 レビューチームの体制

(1) 現状

レビューチームは、少なくとも10年程度の公認会計士としての監査実務経験、又はそれに相当する専門能力を有するレビューアーで構成されている。そして、レビューアーのうち、監査実務に十分な経験を有し品質管理レビューの現場作業を管理統括する能力を有する者を主査レビューアー、監査業務の管理に十分な実績をもち担当グループを管理統括する能力を有する者のうち4名を副主席レビューアー、及び監査業務の管理に十分な実績をもちレビューチーム全体の運営管理に係る業務を行う能力を有する者のうち1名を主席レビューアーとして任命している。

また、レビューアーには、監査事務所から出向している者及び協会が雇用している者がおり、その任期は原則2年とし、再任を妨げないとしている。

(2) 問題点

上述の「3.品質管理レビューの対象監査事務所及び対象監査業務」における提言に基づき、品質管理レビューの対象となる監査事務所及び監査業務を拡大する場合は、レビュー時間が増加するものと考えられることから、今まで以上に効率的かつ効果的な品質管理レビューの実施が求められ、場合によっては、レビューアーの増員が必要となることも想定される。

また、実施したアンケートにおいても、品質管理レビューの効率的かつ効果的な実施を要望する意見とともに、レビューアーの資質の向上を求める意見が寄せられた。

(3) 提言

品質管理レビューの効率的かつ効果的な実施、及びレビューアーの資質の向上を実現するためには、レビューアーに監査実務と品質管理レビューに関する知識がこれまで以上に要求されるため、これらの知識の向上に繋がる深度ある研修等を充実させることを提言する。また、レビューアーを増員する場合には、レビューチームの構成について、監査事務所からの出向者と協会雇用者とのバランスを考慮した上で構成し、最新の監査実務の共有、レビュー実務におけるノウハウの蓄積、継承が確保されるよう配慮することを提言する。

8 制度の継続的な見直し等

(1) 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の周知

監査に対する社会的信頼を維持、確保するためには、会員による監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図るとともに、協会による品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会における認知及び理解を得ること、並びに社会からの期待に可能な限り応えていくことが必要不可欠である。社会における認知及び理解を深めるためには、品質管理レビューに係る年次報告書等の記載内容を拡充し、広く社会に対して分かり易い広報手段としても活用することを提言する。

(2) 制度の継続的な見直し

品質管理レビュー制度については、証券取引所、日本証券業協会及び日本監査役協会等の関係団体等との意見交換を行うことで社会からの期待を把握し、また、海外における品質管理レビュー制度等の状況も調査することにより、品質管理レビューにおける結論の表明のあり方を含め、レビュー制度の実効性を確保するための継続的な見直しが必要である。また、制度を見直した場合をはじめ、品質管理レビュー制度の目的が達成されていることを確認するためにも様々な形でアンケートを実施するなど、常に社会のニーズに則した制度を維持するため、制度の見直しを継続的に行うことを提言する。さらに、この見直しを受けて、品質管理委員会による自発的な制度改正についての会長への具申を適時に行うため、会則第123条第2項の品質管理委員会の職務として、品質管理レビューの制度及び運用に関する意見を会長に具申することができる旨を加えることを提言する。

(3) 協会全体の自主規制のあり方

今般の提言は、品質管理レビュー制度の充実・強化に向けた提言のとりまとめであるが、会員の実施した個別の監査業務に関わる事案の調査、審査を行う機関である監査業務審査会及び規律調査会との関係については、協会全体の自主規制のあり方の観点から、それぞれの職務の目的、職務の重複、会員の負担、会員及び外部の視点等を考慮し、改めて整理・検討することが望まれる。

以 上

品質管理 レビュー制度・ 上場会社監査 事務所登録制度 一部改正要綱

平成 26 年 2 月 13 日
品質管理レビュー制度等検討
プロジェクトチーム

資料 4

平成25年5月23日付けの品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチームからの提言を受け、平成25年7月に「品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチーム」(以下「当プロジェクトチーム」という。)が設置され、同提言の具体的実行について審議することとなった。

当プロジェクトチームでは、提言内容の具体化について方向性を取りまとめ、平成25年12月6日、品質管理レビュー制度・上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱案を公開草案として公表し意見を募集するとともに、各地域会を訪問し要綱案の説明と参加者との意見交換を行った。このたび、寄せられた意見も踏まえ、品質管理レビュー制度・上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱として取りまとめた。

なお、今回の改正要綱については、会則・規則の変更(総会での審議事項)を要すると考えられるもの限定して記載しており、細則、レビュー基準、レビュー手続等、常務理事会、理事会の審議により変更可能な規程の改正については、含めていない。

1 品質管理レビューの性格

結論

品質管理レビューの性格を「指導的性格」から「指導及び監督」に変更し、品質管理レビューの結果に基づく措置制度を新設する。

品質管理レビューでは、レビューを実施した結果として、改善勧告やフォローアップを行い監査事務所の品質管理の充実に向けての指導をしている。と同時に、品質管理レビューの拒否や非協力の場合は、会長へ報告するとともに、上場会社監査事務所の登録制度においては、品質管理レビューの結果に応じて登録の可否及び措置を決定し、上場会社監査事務所部会の名簿において措置の概要を開示するなどによる懲戒的措置を実施するなど一部監督機能も果たしてきた。

他方、協会の設立目的は「公認会計士の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、公認会計士法第2条第1項の業務その他の公認会計士業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行う」と定められており、自主規制団体として、監査業務に対する社会的信頼を維持、確保し、監査制度の充実発展を図るためには、品質管理の質的水準が十分でない監査事務所に対して品質管理の充実のための自助努力を促すとともにその状況を監督していくことが必要であるとの結論に至った。については、品質管理レビューの性格を「指導的性格」から「指導及び監督」に変更することとし、会則第122条第2項を改正することにした。

(1) 品質管理レビューの実施結果に基づく措置制度の新設

今まで上場会社監査事務所制度の登録制度内に設置していた措置制度を廃止し、品質管理レビュー制度内に品質管理レビューの実施結果に基づく注意・勧告の措置制度を設置することとする。これに伴い、措置制度の対象は品質管理レビューを受ける監査事務所全体となる。

① 措置の種類

新たに設ける措置の内容は、次の3種とするが、いずれも会則第50条に定める懲戒処分とはしない。

ア. 注意

イ. 嚴重注意

ウ. 監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告(以下「辞退勧告」という。)

レビュー結果に応じた上記の措置を講ずることを図示すると65頁及び66頁の表2から表4で表わしている。

② 会長報告

品質管理の措置とは別に、会長報告をする場合がある。会長報告をする場合を次のように整理した。

ア. 品質管理レビューを通じて監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合

イ. 監査事務所の本会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合(品質管理レビューの拒否・非協力の場合及び品質管理委員会から辞退勧告を受けたにもかかわらず改善をしないことをもって再度辞退勧告を受けた場合を含む。)

(2) 上場会社監査事務所名簿等への開示

上記(1)品質管理レビューの実施結果に基づく措置制度の新設に伴い、現行の上場会社監査事務所部会の措置の制度は廃止されるが、監査事務所の監査の品質管理の状況に応じて、上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿に注意・勧告の概要を「開示」又は名簿からの「抹消」を行うものとする。

また、上場会社監査事務所名簿への「開示」や「抹消」に繋がる嚴重注意、辞退勧告の措置の場合、当該会員に通知の後、通知内容に不服の申し出があった場合には、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の審査が終了するまでその実施を保留し、慎重に対応することとする。

(3) 特別レビュー実施時における措置の特例

特別レビュー(「3.機動的・臨時的な品質管理レビューの新設」において後述)は、特定の分野や特定の業務についてレビューを行うものであるが、その際に発見された事項については、必要に応じ改善勧告等を行い、その改善状況を後日確認するものとする。改善勧告等が行われた以降の確認でも改善が図られない場合には、上記(1)①アの注意の措置を実施し、その後も改善が図られない場合は、上記(1)①イの嚴重注意の措置を実施する。

なお、特別レビューは、監査事務所全体の品質管理についてのレビューでないことから、上記(1)①ウの辞退勧告は行わないものとする。

以上の措置に関しての考え方を図示すると65頁及び66頁の表1から表4となる。

2 品質管理レビューの対象監査事務所及び対象監査業務

結論

品質管理レビューの対象は、法第2条第1項業務を行う監査事務所とし、法第2条第1項業務全てを対象監査業務とする。ただし、その中核となる監査業務は、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等とする。

現行の品質管理レビュー制度が、公認会計士法(以下「法」という。)上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等に係る監査業務を行っている監査事務所を対象としているのは、これらの監査業務の品質を維持、確保することが社会的に特に重要であるためである。

しかし、法第46条の9の2第1項では、「協会は、会員の第2条第1項の業務の運営の状況の調査を行うものとする」とされ、会則第2条では、「本会は、公認会計士法第2条第1項の業務その他の公認会計士業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする」としており、いずれも法第2条第1項の全ての業務を対象としている。

法及び会則の趣旨を踏まえて、品質管理レビューの対象は、法第2条第1項業務を行う監査事務所とし、法第2条第1項業務全てを対象監査業務とする。ただし、協会の社会に対する責任を考慮し、品質管理レビューの実効性を確保するため、特に上場会社に係る監査業務を引き続き品質管理レビュー制度の中核とする。

この考え方を図示すると【図1】となる。

【図1】 品質管理レビューの対象監査事務所及び対象監査業務

		現行レビュー対象監査事務所	現行レビュー対象外監査事務所
法第2条第1項業務	現行レビュー対象監査業務	現行の品質管理レビュー対象	
	現行レビュー対象外監査業務		品質管理レビュー対象に追加される業務

会則第122条を改正し、法第2条第1項業務に該当する契約を締結している監査事務所は品質管理レビューの対象となることを明記する。

なお、品質管理レビューの対象は法第2条第1項業務に拡大するが、現行レビュー対象監査業務を今後も中核とすることから、レビュー対象の個別業務は現行対象監査業務からの選定を原則とし、必要がある場合には、現行レビュー対象外監査業務からも個別業務を追加選定することとした。

ここで必要がある場合とは、例えば、監査事務所において法第2条第1項業務に占める現行レビュー対象外監査業務が多く、現行レビュー対象会社のみを対象とした場合に事務所全体の品質管理の状況を把握することが困難な場合、現行レビュー対象外監査業務において品質管理上の問題が生じている場合等が考えられる。個別業務の追加選定に際しては、法定監査か否か、業務のリスクの程度等を考慮して決定するものとし、別途細則等において選定基準等を設けることとする。

3 機動的・臨時的な品質管理レビューの新設

結論

機動性をもつレビュー制度とするため、定期レビューを補完する必要がある場合に実施する機動レビュー制度を、また監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある場合に実施する特別レビュー制度を新設する。

現行(定期)の品質管理レビューは、上記2.品質管理レビューの対象監査事務所及び対象監査業務で述べたとおり、レビュー対象を法第2条第1項業務全体に拡大した後も品質管理レビュー制度の中核とする。その点から、現行制度を整備し維持することとした。現行の品質管理レビューの性格を考察すれば、レビュー日程、内容について事前に年間計画を立てて実施しており、計画的かつ定期的なレビューであることから、現行制度を通常レビューの中の定期レビューとして位置付けた。

品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチームからの「提言」に盛り込まれた機動性をもつレビュー制度は、定期レビューを補完する必要がある場合に、定期の実施時期に加えて追加して機動的に行える機動レビューとして位置付けた。定期レビューを補完することが目的であることから、実施する内容は定期レビューと同等とする。

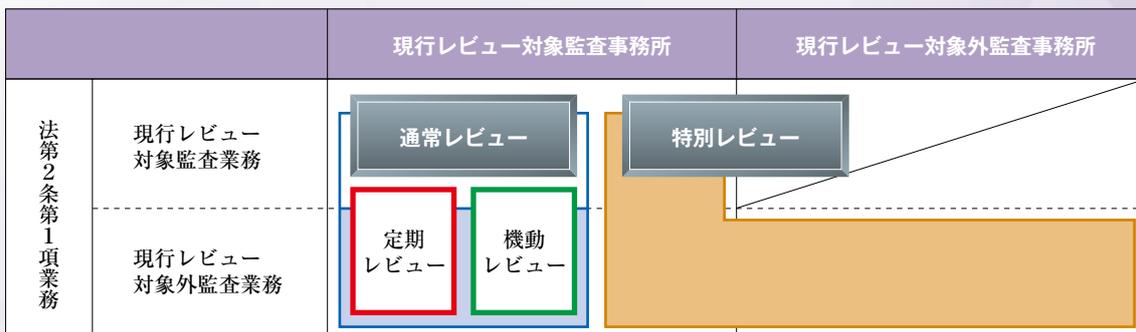
一方、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある場合には、品質管理レビューの対象が拡大したことに鑑み、機動的というより臨時的に特定の監査業務の品質管理の状況や監査事務所の特定分野にかかる品質管理の状況をレビューする新たな制度として特別レビューを設ける。特別レビューは会長の指示を受け、その実施を品質管理委員会が決定する。

なお、特別レビューは監査事務所特定の分野を対象として実施することから、個別の監査事務所に対するレビュー報告書の交付は予定していない。ただし、1(3)で説明しているとおり、個別事務所での発見事項について改善の指導は行うこととする。

通常レビュー及び特別レビューに関する考え方をまとめ図示したものが【図2】となる。

【図2】 通常レビュー及び特別レビュー

1. 考え方



2.相違点

監査事務所の区分	レビューの種類	性格及び実施の頻度		レビューの目的 ^(注3)	レビュー実施の決定	レビュー方法
現行レビュー対象監査事務所	通常レビュー	定期的	3年に1回 (大手は2年に1回) (現行レビュー) 【定期レビュー】	監査事務所全体の品質管理の状況	品質管理委員会	プライマリー ：往査 フォロー ：書面、ヒアリング 又は往査
		機動的	定期レビューを補完する必要があると判断される場合 ^(注1) 【機動レビュー】			往査、書面 又はヒアリング
現行レビュー対象外監査事務所	特別レビュー	臨時的	監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある場合 ^(注2)	① 特定の監査業務の品質管理の状況 ^(注4) ② 監査事務所の特定分野にかかる品質管理の状況	品質管理委員会(会長)の指示が必要)	書面、ヒアリング 又は往査 ^(注5)

(注1) 監査契約後に短期間で監査報告書が発行される場合を想定

(注2) 想定される状況

- ①…例えば、ファンドに対する監査で監査手続が著しく不十分でファンドに対する監査そのものに対する信頼性が損なわれる場合 (AIJ 事件のような場合)
- ②…例えば、現行レビュー対象外の会社法監査で監査手続が不十分であることにより監査意見の妥当性に重大な懸念が生じていることの実事が判明したことから、当該監査事務所において同様な事例の存在が疑われる場合

(注3) 特別レビューにおけるレビューの目的は、①、②のそれぞれ個別のみではなく組み合わせも可

(注4) 原因となる個別監査業務と同種の監査業務において、当該個別監査業務との品質管理上の類似性の有無を確認する。

(注5) 現行レビュー対象外監査事務所についてのヒアリング又は往査は、必ず書面実施後とする。

4 品質管理委員会の職務の追加

結論

品質管理委員会の職務として、品質管理レビューの制度及び運用に関する意見を会長に具申することができる旨を加える。

品質管理レビュー制度の目的が達成されていることを確認するためにも、様々な形でアンケートを実施するなど、常に社会のニーズに則した制度を維持するため、制度の見直しを継続的に行うことが必要である。品質管理委員会による自発的な制度改正についての会長への具申を適時に行うため、会則第123条第2項の品質管理委員会の職務として、品質管理レビューの制度及び運用に関する意見を会長に具申することができる旨を加えることとする。

5 上場会社監査事務所部会準登録事務所名簿への登録要件

結論

上場会社監査事務所部会準登録事務所名簿への登録申請要件を一部緩和する。

準登録事務所名簿への登録を申請できる事務所として会則第128条の2第1項第二号に規定する上場会社と同等と認められるものとして規則で定める会社の範囲を見直し、会社法に定める大会社としていたものを会計監査人設置会社に改めることとする。具体的には、上場会社監査事務所登録規則第3条を変更する。

6 提言内容の実施の見送り

結論

品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチームから提言があった
(1) 上場会社の監査を行うことについて一定の制約を設けること、
(2) 協会全体の自主規制のあり方
については、検討した結果、今回の制度改正では見送ることとする。

(1) 上場会社の監査を行うことについて一定の制約を設けること

品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチームから、上場会社監査事務所登録制度における監査事務所の登録時の申請書類の内容の見直し、及び誓約書における記載項目の見直し等を行い、制度の一層の充実・強化を図るよう提言があった。具体的な検討項目として、監査事務所の登録が抹消された場合は、その原因となった監査業務の業務執行社員等の当事者であった会員については、再登録の申請を一定期間行わない旨を事前に入手する誓約書の記載項目とすることなど、当該会員が直ちに上場会社の監査を行うことについて一定の制約を設けることが挙げられた。

しかし、品質管理レビュー制度は、監査事務所の品質管理を対象としており、監査法人の場合には社員等を対象としないため、監査法人以外の個人事務所の場合との平仄が取れないこと、協会の懲戒制度でも会員権停止までであり業務の制限はできないこと、懲戒処分制度とは切り離している品質管理レビュー制度での会員の業務を制限することについては、慎重に検討する必要があること等の意見があり、今回の見直しには含めないこととした。

(2) 協会全体の自主規制のあり方

品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチームからの提言において、会員の実施した個別の監査業務に関わる事案の調査、審査を行う機関である監査業務審査会及び規律調査会との関係について、整理・検討することが望まれるとされているが、協会のあり方にまで及ぶ議論となると考えられることから、今後の対応とし別途検討されるようお願いしたい。

7 新规定適用の時期

結論

変更後の品質管理に関する規定の適用は、平成27年度の品質管理レビューから適用する。ただし、会則変更前から品質管理レビューを受けている監査事務所に対する特別レビューの規定は、金融庁長官の認可のあった日から適用する。

平成26年7月の定期総会での会則変更を予定しており、会員への周知の期間を考慮し平成27年7月以降実施する品質管理レビューから適用する。ただし、会則変更の金融庁長官の認可のあった日の時点で既に品質管理レビューの対象となっている監査事務所に対する特別レビューに関しては、会則変更の金融庁長官の認可のあった日から適用する。

改正前会則第131条第2項による措置が適用されている上場会社監査事務所には、改正後の品質管理委員会規則第8条の2の措置が適用されている旨を規定する。

以 上

表1 現行の上場会社監査事務所登録制度における措置制度

品質管理レビューの結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 フォローアップ レビュー/レビュー (改善不十分)	レビュー3回目 フォローアップ レビュー/レビュー (改善不十分)
レビュー拒否・非協力	措置	四号 ^(注1)		
	上場部会名簿	抹消		
否定的結論	措置	三号 ^(注2)	四号	
	上場部会名簿	開示	抹消	
限定事項付き結論 (会長報告あり)	措置	三号 ^(注2)	四号の検討	
	上場部会名簿	開示	抹消の検討	
限定事項付き結論 (会長報告なし)	措置	措置なし	三号の検討	四号の検討
	上場部会名簿	-	開示の検討	抹消の検討
限定事項のない結論 における改善勧告事項	措置	措置なし	一号	三号の検討
	上場部会名簿	-	-	開示の検討

※現行の措置の対象は、上場会社監査事務所に限定されている。

措置の種類：一号：注意

二号：本会が行う継続的専門研修の履修指示

三号：品質管理レビューによる限定事項等の概要の開示

四号：名簿からの抹消

(注1) レビュー拒否・非協力の会則違反による会長報告

(注2) (注1) 以外の会則違反による会長報告

表2 改正後の品質管理レビュー制度（通常レビュー）における措置制度〔上場会社監査事務所部会〕

品質管理レビューの結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 フォローアップ レビュー/レビュー (改善不十分)	レビュー3回目 フォローアップ レビュー/レビュー (改善不十分)
レビュー拒否・非協力	措置	辞退勧告 ^(注1)	辞退勧告 ^(注1)	辞退勧告 ^(注1)
	上場部会名簿	抹消		
否定的結論	措置	辞退勧告 ^(注3)	辞退勧告 ^(注2)	辞退勧告 ^(注2)
	上場部会名簿	抹消		
限定事項付き結論 (極めて重要な準拠違反あり)	措置	嚴重注意 ^(注3)	辞退勧告	辞退勧告 ^(注2)
	上場部会名簿	開示	抹消	
限定事項付き結論	措置	注意	嚴重注意	辞退勧告
	上場部会名簿	-	開示	抹消
限定事項のない結論 における改善勧告事項	措置	なし	注意	嚴重注意
	上場部会名簿	-	-	開示

※改正後の措置の対象は、品質管理レビューを受けたすべての事務所が対象となる。

(注1) レビュー拒否・非協力の会則違反による会長報告

(注2) 改善を行わないことの会則違反による会長報告

(注3) (注1) 及び (注2) 以外の会則違反による会長報告がありうる

極めて重要な準拠違反

監査事務所の品質管理システムの整備又は運用において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反が発生している重大な懸念があるか、又は、監査事務所の品質管理システムの整備又は運用において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念がある状況において実施した個々の監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反がある場合

表3 改正後の品質管理レビュー制度（通常レビュー）における措置制度〔上場会社監査事務所部会以外〕

品質管理レビューの結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 フォローアップ レビュー/レビュー (改善不十分)	レビュー3回目 フォローアップ レビュー/レビュー (改善不十分)
レビュー拒否・非協力	措 置	辞退勧告 ^(注1)	辞退勧告 ^(注1)	辞退勧告 ^(注1)
否定的結論	措 置	辞退勧告 ^(注3)	辞退勧告 ^(注2)	辞退勧告 ^(注2)
限定事項付き結論 (極めて重要な準拠違反あり)	措 置	嚴重注意 ^(注3)	辞退勧告	辞退勧告 ^(注2)
限定事項付き結論	措 置	注意	嚴重注意	辞退勧告
限定事項のない結論 における改善勧告事項	措 置	なし	注意	嚴重注意

※改正後の措置の対象は、品質管理レビューを受けたすべての事務所が対象となる。

- (注1) レビュー拒否・非協力の会則違反による会長報告
 (注2) 改善を行わないことの会則違反による会長報告
 (注3) (注1) 及び (注2) 以外の会則違反による会長報告がありうる

極めて重要な準拠違反

監査事務所の品質管理システムの整備又は運用において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反が発生している重大な懸念があるか、又は、監査事務所の品質管理システムの整備又は運用において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念がある状況において実施した個々の監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反がある場合

表4 改正後の品質管理レビュー制度（特別レビュー）における措置制度

品質管理レビューの結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 (改善不十分)	レビュー3回目 (改善不十分)
レビュー拒否・非協力	措 置	辞退勧告 ^(注1)	辞退勧告 ^(注1)	辞退勧告 ^(注1)
改善勧告事項 ^(注2)	措 置	なし	注意	嚴重注意 ^(注3)

※改正後の措置の対象は、品質管理レビューを受けたすべての事務所が対象となる。

- (注1) レビュー拒否・非協力の会則違反による会長報告
 (注2) (注1) 以外の会則違反による会長報告がありうる
 (注3) 特別レビューでは辞退勧告は行わない

A magnifying glass is positioned over an open book, focusing on a specific line of text. The text is in an old, dense script, likely Latin or Italian. A pen nib is visible in the lower right corner, resting on the page. The background is a blurred view of the book's pages.

用語説明

資料5

1 品質管理レビュー制度に関する用語

品質管理レビュー { 通常の品質管理レビュー
フォローアップ・レビュー
再フォローアップ・レビュー

通常の品質管理レビュー

品質管理レビューの対象となる監査事務所が、原則として3年に一度受ける品質管理レビューであり、監査事務所における品質管理のシステム及び監査業務における品質管理に係るレビュー手続を実施するフル・レビューのことをいう。

フォローアップ・レビュー

前回の通常の品質管理レビューにおいて提出された改善計画書に記載の改善措置の内容に従って監査事務所が実施した是正措置の状況等確かめることにより、改善措置の状況を確認することを目的として実施するレビューである。フォローアップ・レビューでは、実施時における監査事務所の品質管理の状況について結論を表明しない。

再フォローアップ・レビュー

前回のフォローアップ・レビューにおいて改善不十分な事項がある場合に実施されるフォローアップ・レビューをいう。

準レビュー

会則第139条(監査業務審査会の職務及び組織)の規定により、監査事務所の品質管理体制に重大な問題があると認められる事項が発見された場合に監査業務審査会が会長に報告し、会長がその報告に基づき、品質管理委員会に対し実施を指示したレビューをいう。

品質管理レビュー基準

監査事務所が行う監査の品質管理の状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ改善勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける品質管理レビューにおいて遵守すべき基準であり、一般基準、品質管理レビュー実施基準、品質管理レビュー報告基準及びフォローアップ等から成る。

品質管理レビュー手続

品質管理委員会規則に基づき、品質管理レビューに関する手続を定めるものであり、品質管理委員会規則及び品質管理レビュー基準を品質管理レビューの実務に適用するための指針を提供するとともに、品質管理レビューの運用あるいは実施に必要な手続を定めている。

会長への報告

会則第123条第4項の規定により、品質管理レビューの結果、「監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合」、又は「監査事務所の本会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合」に品質管理委員会がその旨を会長に報告することをいう。

品質管理レビュー報告書

監査事務所の定めた品質管理のシステムのうち、品質管理の基準に適合していない重要な事項の有無及びレビュー対象期間に属する日付を付して作成した監査報告書に係る監査業務につき、その品質管理のシステムに準拠していない重要な事項の有無について結論を表明する書面をいう。

品質管理レビュー報告書の結論の種類

種類	概要
限定事項のない結論	通常の品質管理レビューを実施した結果、監査事務所の定めた品質管理のシステムには、品質管理の基準に適合していない重要な事項はなく、また、レビュー対象期間に属する日付を付して作成した監査報告書に係る監査業務において、監査事務所の品質管理のシステムに準拠していない重要な事項がないと認められた場合に表明される。
限定事項付き結論	通常の品質管理レビューを実施した結果、監査事務所が実施した監査業務において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な事項が発生している相当程度の懸念があると認められた場合に表明される。
否定的結論	通常の品質管理レビューを実施した結果、監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反があると認められた場合に表明される。

結論の不表明

通常の品質管理レビューを実施した結果、品質管理レビューの実施対象となる事項の一部又は全部について、主要なレビュー手続の一部又は全部を実施できなかった等の理由により品質管理レビュー報告書において結論の表明を行うための合理的な基礎を得ることができなかった場合に、品質管理レビュー報告書に結論の表明をしない旨を記載するものである。

改善勧告書

監査事務所に品質管理レビューによって発見された事項の存在を指摘して、改善措置を勧告する目的で作成する書面をいう。品質管理レビュー報告書において、限定事項付き結論を表明する場合又は否定的結論を表明する場合に、品質管理レビュー報告書と併せて作成するものであるが、品質管理レビュー報告書における結論には影響しない事項であっても、監査事務所が実施した監査業務において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している懸念が多少はある場合にも作成する。

改善計画書

監査事務所が改善勧告事項に対する実施済み又は実施を計画している改善措置を文書にしたものをいう。

発見事項

監査事務所が行った監査業務に職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠違反が発生している懸念がある場合、監査責任者が品質管理の基準の求める個々の監査業務における品質管理の手続を実行していない場合及び監査事務所の定める品質管理のシステムに運用上の問題があると思われる事実を発見した場合等で発見事項記録シートに記載された事項をいう。発見事項は、その重要度の高低に基づき「限定事項」、「改善勧告事項」又は「注意喚起事項」となる。

改善勧告事項

品質管理レビューにおいて発見事項とされたもののうち、改善措置を勧告する目的で改善勧告書に記載することとなった事項をいう。

注意喚起事項

平成25年度の品質管理レビューから適用となった品質管理レビュー手続第489-2項において規定されている。発見事項が改善勧告事項にならなかった場合でも、品質管理レビューの指導性の観点から監査事務所に自主的な改善を注意喚起する必要があることから、改善勧告書とは別の書面で、注意喚起の内容を伝え、適切な対応を促すものである。なお、注意喚起事項は改善勧告事項ではないため監査事務所に改善計画書を求めるものではないが、監査事務所は注意喚起された内容について自主的かつ適切な対応が必要であると理解すべきものである。また、品質管理委員会は、必要に応じて注意喚起の内容に対する対応措置の報告を監査事務所に求めることができる。

新起草方針に基づく監査基準委員会報告書等（クラリティ版報告書）

当協会が、国際監査・保証基準審議会（IAASB）におけるクラリティプロジェクト（国際監査基準等の各基準における監査上の要求事項と、その適用指針とを明確に区別して理解できるように、手続を明確化すること等）を踏まえ、既存の品質管理委員会報告書及び監査基準委員会報告書等を新起草方針に基づき改正したものである。適用は段階的に行われ、監査報告関係の6本の監査基準委員会報告書（カテゴリーA）は、平成24年3月期の監査又は平成23年9月中間期の中間監査より適用が開始され、品質管理基準委員会報告書及びその他の監査基準委員会報告書（カテゴリーB）は、平成24年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用されている。

リスク・アプローチに基づく監査の実施

品質管理レビューでの改善勧告事項の一つ。リスク・アプローチに基づく監査計画の策定と実施を意味し、次の監査領域を含んでいる。①適切な監査計画、②重要性の基準値の決定、③内部統制を含む企業及び企業環境の理解、④重要な虚偽表示リスクの識別、評価及びリスク対応、⑤リスク対応手続-運用評価手続の立案及び実施、⑥リスク対応手続-実証手続の立案及び実施、⑦IT統制リスクの評価と対応。

品質管理審議会

外部の有識者5名と会員2名の合計7名から組織され、主に品質管理委員会からの報告を受けて、品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会の運営が適切に行われているかどうか、また、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会からの報告を受けて、不服申立の手続及び審査が適切に行われているかどうか、それぞれの活動について検討、評価し、その結果を勧告する組織である。

品質管理委員会

委員長1名（当協会副会長）及び委員10名（会員7名及び会員外の有識者3名）で組織され、品質管理レビュー報告書・改善勧告書等の審議・決定を行っている。その下部組織として品質管理審査部会、品質管理特定事案検討部会及びレビューチームを設置している。

品質管理審査部会

五つの審査部会で構成され、審査部会長1名(会員)及び品質管理審査員4名(会員4名)で組織されている。各審査部会において品質管理レビューの結果等及び上場会社監査事務所の登録に関する事項の審査を行い、その審査結果を品質管理委員会に報告(承認申請)する。

品質管理特定事案検討部会

部会長1名を含む構成員4名(いずれも会員)で組織し、品質管理審査部会における審査結果が上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定、三号措置又は四号措置の決定等の場合に検討し、検討結果を品質管理審査部会の審査結果と併せて、品質管理委員会に報告する。

大手監査法人

前回の品質管理レビューにおけるレビュー対象期間に属する日付を付した監査報告書に係る上場会社の監査業務数が100社以上又は前回の品質管理レビューの際に入手した監査事務所プロフィール(QCQ100)に記載の専門要員が1,000名以上の監査法人をいう。当該基準により大手監査法人と定義された監査事務所は、原則として、それ以後のレビュー対象年度において継続して大手監査法人として取り扱う。

大規模監査法人

公認会計士法施行規則第24条により、監査法人の直近の会計年度の財務書類において、監査証明業務を行った上場有価証券発行者等の総数が100以上である場合の監査法人をいう。

報酬依存度のセーフガード

監査業務の特定の依頼人に対する報酬依存度が一定割合を占める場合、その依頼人に対する報酬依存度の高さとその依頼人を失うことへの懸念が、独立性を阻害する自己利益又は不当なプレッシャーを受ける脅威を生じさせると想定される。報酬依存度のセーフガードとは、そのような独立性を阻害する要因を除去するか、又はその重要性を許容可能な水準にまで軽減するための予防手段若しくは対策として「独立性に関する指針」に規定されたものであり、①一般的規定(220項、221項)と②依頼人が大会社等の場合(222項)から成る。

監査監督機関国際フォーラム

(IFIAR : International Forum of Independent Audit Regulators)

次のような目的で平成18年9月に設立された、世界各国・地域の監査監督機関から構成される組織をいう。なお、平成25年3月末現在、44か国・地域の監査監督機関がIFIARに加盟している。

- ・ 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること
- ・ 監督活動における協力及び整合性を促進すること
- ・ 監査の品質に関心を有する他の組織との対話の場を提供すること

6大ネットワーク

BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG 及び PricewaterhouseCoopersがそれぞれ形成する世界的な監査事務所のネットワークを指す(IFIAR Report on 2013 Survey of Inspection Findings, 脚注6)。

システム上重要な金融機関

(SIFIs : Systematically Important Financial Institutions)

事業や取引規模が大きく、破綻すると金融システムに大きな影響を与える金融機関のことをいう (IFIAR Report on 2013 Survey of Inspection Findings, 脚注5)。



2 上場会社監査事務所部会に関する用語

上場会社監査事務所

会則第122条第3項第二号の定める者(金融商品取引所に上場されていない者を除く)と監査契約を締結している監査事務所であり、「本登録事務所」及び「本登録審査中の事務所」から構成される。

非上場会社監査事務所

会則第122条第3項の規定に基づき品質管理レビューを受けなければならない監査事務所のうち、上場会社監査事務所以外の監査事務所。会則第128条の2の規定に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所及び「品質管理レビュー実施済の事務所」として登録申請中の監査事務所である。

上場会社監査事務所部会の名簿

上場会社監査事務所部会の名簿とは、「上場会社監査事務所名簿」、「準登録事務所名簿」及び「上場会社監査事務所名簿等抹消リスト」をいう。会則第130条より、「上場会社監査事務所名簿」に登録された上場会社監査事務所を本登録事務所、「準登録事務所名簿」に登録された監査事務所を準登録事務所という。

会則第128条に基づき、上場会社監査事務所は、「上場会社監査事務所名簿」への登録を品質管理委員会に申請しなければならず、登録の申請後、審査の上登録が認められた場合、「上場会社監査事務所名簿」に登録される。登録が認められない場合には、「上場会社監査事務所名簿等抹消リスト」に記載される。

準登録事務所の区分

準登録事務所には、以下のとおり「本登録審査中の事務所」「上場会社と契約予定の事務所」「品質管理レビュー実施済の事務所」の3区分がある。

区 分	概 要
本登録審査中の事務所	上場会社と監査契約を締結しており、上場会社監査事務所名簿への登録を申請済であるが、品質管理レビューの結果に基づく上場会社監査事務所名簿への登録は審査中の監査事務所 (当該監査契約に基づく監査業務について品質管理レビューが実施され、品質管理委員会での審査の結果、登録が認められた場合、本登録事務所として上場会社監査事務所名簿に記載される。)
上場会社と契約予定の事務所	上場会社と監査契約を締結する予定があり、準登録事務所名簿への登録を申し出た監査事務所
品質管理レビュー実施済の事務所	上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社(会社法上の大会社で売上高が10億円以上の会社等)の監査を行っている監査事務所のうち、品質管理レビューの結果に基づき準登録事務所名簿への登録が認められた監査事務所

上場会社監査事務所登録制度の措置の概要

措置の種類、概要及びそれぞれの措置の検討対象となる監査事務所とは、次のとおりである。なお、平成27年度より、上場会社監査事務所登録制度の措置は廃止し、新たに品質管理レビュー制度内に措置制度を設置することが予定されている(資料4参照)。

種類	概要	措置の検討対象となる監査事務所
一号措置	注意(当協会会長からの文書による注意)	品質管理レビュー報告書で「限定事項のない結論」が表明された監査事務所のうち、その他の改善勧告事項について、フォローアップ・レビューの結果、再度の改善勧告が行われた監査事務所等
二号措置	当協会が行う継続的専門研修の履修指示	一号措置又は三号措置の検討対象となった監査事務所等
三号措置	品質管理レビューによる限定事項等の概要の開示(上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への措置の概要の記載)	<ol style="list-style-type: none"> ① 品質管理レビュー報告書で「否定的結論」が表明された監査事務所 ② 品質管理レビュー報告書で「限定事項付き結論」(会長報告事項)が表明された監査事務所 ③ 品質管理レビュー報告書で「限定事項付き結論」(会長報告事項を除く。)が表明された監査事務所のうち、フォローアップ・レビューの結果、重要な事項について、再度の改善勧告が行われた監査事務所 ④ 品質管理レビュー報告書で「限定事項のない結論」が表明された監査事務所のうち、その他の改善勧告事項について、再フォローアップ・レビューでの再々度の改善勧告が行われた監査事務所等
四号措置	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示 ・準登録事務所名簿への登録の取消し (・上場会社監査事務所名簿からの抹消及び上場会社監査事務所名簿等抹消リストへの措置の概要の記載 ・準登録事務所名簿からの抹消) 	<ol style="list-style-type: none"> ① 正当な理由がなく品質管理レビューを拒否し、又は品質管理レビューの実施に協力しなかった監査事務所 ② 三号措置が講じられた事項について再度の改善勧告が行われた監査事務所等

上場会社監査事務所登録・措置不服審査会

監査事務所が、品質管理委員会の決定に不同意の場合に不服申立をする組織であり、会員3名及び会員外の有識者2名で構成される。同組織は、監査事務所からの不服申立について審査を行い、その結果、不服と認める場合には品質管理委員会に再審査を要請し、不服と認めない場合には当該不服申立を棄却し、その旨を会長に報告する。

3 品質管理関係規程に関する用語

■ 会則

日本公認会計士協会会則

当協会の目的や事業等について規定したものであり、当協会が必要な措置を行うために規則及び細則を定める際の拠り所となるものである。

■ 規則

品質管理委員会規則

会則第122条第3項及び第126条の規定に基づき、品質管理レビューの実施並びに品質管理委員会の職務及び組織に関して必要な事項を定めた規則である。

上場会社監査事務所登録規則

会則第136条の規定に基づき、上場会社監査事務所部会の登録及び運営に関して必要な事項を定めた規則である。

上場会社監査事務所登録・措置不服審査会規則

会則第137条第12項の規定に基づき、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の運営に関して必要な事項を定めた規則である。

品質管理審議会規則

会則第137条の2第7項の規定に基づき、品質管理審議会の運営に関して必要な事項を定めた規則である。

■ 細則

品質管理委員会運営細則

品質管理委員会規則第15条の規定に基づき、品質管理委員会、品質管理審査部会及び品質管理特定事案検討部会並びにレビューチームの運営に必要な事項を定めた細則である。

上場会社監査事務所登録細則

上場会社監査事務所登録規則第18条の規定に基づき、上場会社監査事務所部会の名簿への登録その他運営に必要な事項について定めた細則である。

上場会社監査事務所登録制度の措置に関する細則

上場会社監査事務所登録規則第11条の規定に基づき、登録事務所に対して措置を講じる場合の判断基準を定めた細則である。

上場会社監査事務所部会登録監査事務所規約

会則第130条第1項の規定に基づき、上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿に登録された監査事務所並びに会則第128条の2第1項の規定に基づき準登録事務所名簿に登録を申請した監査事務所の義務について定めた規約である。

品質管理審議会

審議会長

増田宏一

日本公認会計士協会 元会長

審議会長代理

太田順司

公益社団法人日本監査役協会
会長

外部委員

土本清幸

株式会社 東京証券取引所
常務取締役

外部委員

鳥羽至英

早稲田大学 商学部教授

外部委員

山岸良太

日本弁護士連合会 前副会長

外部委員

山本謙三

株式会社NTTデータ経営研究所
取締役会長

委員

椿 慎美

日本公認会計士協会
元常務理事

品質管理委員会

委員長

関根愛子

日本公認会計士協会 副会長

外部委員

唐津恵一

東京大学大学院法学政治学研究科
ビジネスロー・比較法政研究センター教授

外部委員

丸島俊介

弁護士

外部委員

安井良太

株式会社 東京証券取引所
上場部長

委員

奥山弘幸

日本公認会計士協会 常務理事

委員

中川隆之

日本公認会計士協会 常務理事

委員

北方宏樹

日本公認会計士協会 常務理事

委員

柴 毅

日本公認会計士協会 常務理事

委員

染葉真史

日本公認会計士協会 常務理事

委員

北澄和也

日本公認会計士協会 理事

委員

渡邊芳樹

日本公認会計士協会 理事

※外部委員とは、会員外の有識者をいう。

(平成26年5月27日現在)



Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士